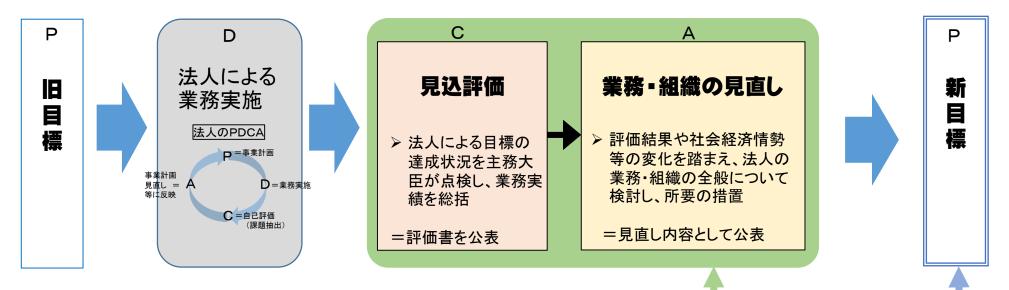
【主務大臣】◆主務大臣の責任の下、法人のミッションを明確にし、政策実施機能を最大限発揮させる ためのPDCAサイクルを回す【新制度の眼目】



【独立行政法人評価制度委員会】

◆主務大臣によるPDCAサイクルが的確に機能しているかを点検

- 1. 見込評価の点検の視点 (例)
 - ① 評定の根拠・理由、改善策が明確に示されているか。
 - ② (今後の)目標、評価指標の設定に工夫の余地はないか。
- 2. 業務・組織の見直しの点検の視点 (例)
 - ③ 評価結果や社会経済情勢等の変化との関係が明確に示され、的確に 反映したものとなっているか。

12月4日の委員会

必要があれば意見等

- ◆次期目標策定に当たって 留意すべき事項
- ※ ①については、必要があるものは確定 評価(期間実績評価)において対応を求 める。

3. 新目標の点検の視点 (例)

- ④ 国の政策実現のため、法人に付与するミッションや求める成果(どのような成果が評価されるのか)について、具体的かつ明確に示すものとなっているか。
- ⑤ 法人の長のリーダーシップの下、法人職員に法人のミッション等を浸透させ、法人のチャレンジを促すような取組を高く評価できるような目標・評価指標設定となっているか。【主務大臣はDを直接担わないため、特に重要。】

諮問•答申

2月下旬 の委員会

【委員会の取組】
〇法人運営の活性化に資する取組事例把握
〇法人が元気を出して業務を行うよう、制度やルール面の課題の検討

【消費者庁所管:(中)国民生活センター		
背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
○ ※ # # # # # # # # # # # # # # # # # #	【見込評価】	○ 十次少し、ナレンカ の女衆ない世
○ 消費者基本計画 (127.3 閣議決定) では、消費者を取り巻く環	○ 法人の現行中期目標においては、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の項目の	○ 主務省としてセンターの各業務に期
境の変化と課題として、①消費者の安心・安全の確保による	中で定量的な指標により達成水準を明示しているのは、①PIO-NET に登録されるまでの平均日数(10日以内。センターが自	待する役割やミッション
持続的な経済成長の実現、②高齢化・独居化の進行により、	ら受け付けた相談は5日以内)」、②裁判 外紛争解決手続(ADR)の申請から手続を終了までの期間 (4か月以内) のみであり 、こ	○ センターの更なる活性化に資する、
高齢者、障害者等の被害防止等が急務、③国境を越えた取引	れ以外に、年度計画において数項目について指標が設定されている(例:①報道機関等を通じた情報提供(年間50件以	次期中期目標期間における各業務の達
の安心等の確保が必要、などを挙げている。	上)、②「くらしの豆知識」の発行回数 (年1回)、③消費生活相談員資格の資格保有者の地域偏在の解消 (全国15か所以上	成水準や評価指標のあり方
	で資格は鎌を実施)、④商品テストの実施(注意喚起のための商品テストは年間10件以上、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テ	(例えば、高齢者・障害者等の消費者被害
○ センターの主な業務は、①相談、②相談情報の収集・管	ストは、原則全件対応)。	の防止に関する今後の取組について)
理、③商品テスト、④広報・普及啓発、⑤教育研修・資格制	なお、見込評価においては、これら以外に実績値は「参考」扱いで掲載されている。	
度、⑥裁判外紛争解決手続(ADR)。各業務の相互補完性・一	〇 高齢者、障害者等への支援を行う者に対する研修の実施、情報の提供等については、「引き続き、消費者教育に関す	〇 消費者庁の「消費者行政新未来創造
体性として、相談、商品テスト、相談情報の収集・管理業務	る研修の実施や見守り新鮮情報の配信等により情報提供を実施する必要がある。」と記載されている。	オフィス」について3年以内に検証が
を中心に、双方向に一体となって機能。	○ 法人の現行中期目標において、徳島県では徳島独自の研修及び徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テスト	行われる中で主務省が考える、センタ
○ センターは、各業務を通じて、消費者被害の予防と救済の	を実施すると記載しているが、見込評価では、平成 29 年度の業務開始に向け、徳島県及び消費者庁と協議しなが	一が3年間に行う徳島業務の目的や政
ための3つの機能(①行政機関及び事業者団体等への要望・	ら、研修及び商品テスト事業、オフィスの環境整備など必要な準備を開始したところまでの記載となっている(評定	策上の位置づけ、3年間で目指す成果
情報提供等、②全国の消費生活センター等に対する支援(地	はB)。	や達成水準のあり方、徳島業務の実施
方支援)、③消費者に対する注意喚起)を担っている。	○ 法人の現行中期目標においては、「相模原事務所研修施設における稼働率の確保」、「相模原事務所研修施設における	の判断におけるセンターの主体性
消費者庁は、センターについて、消費者行政における中	日本の表に、「消費者教育推進のための研修」、「消費生活サポーター研修の実施」及び「企業職員研修」の5項目の	
核的な実施機関として必要不可欠な存在と位置付けてい	interpretation in	
ప .	【見直し内容】	
□ ○ 行政事業レビュー(平成29年度)において、以下のとお	〇 消費者基本計画を踏まえ、消費者行政の中核的な実施機関として、 <u>国の政策課題とセンターの事務及び事業との位</u>	
り、事業内容の一部改善の指摘を受けている。	置づけを明確にしつつ中期目標を策定し、政策実現に対応した事務・事業として実施する。	
 全国の消費生活センター等に対する支援を一層充実・強 	〇 相模原事務所研修施設の稼働率向上と研修施設利用者数の増加を図る計画的な取組を行う。	
化するため、引き続き予算を効率化	〇 毎年約90万件の相談情報が蓄積され、中央省庁や全国の消費生活センター等で消費者被害の未然防止・拡大防止に	
・ 一般管理費について、契約内容の精査などよる効率的な	活用されるPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)について、AI(人工知能)、テキストマイニング、音	
センター運営	声認識等の新技術の動向を踏まえ、情報分析や相談支援の強化、法執行の迅速化に資するものとなるようシステム改	
・ PIO-NET に入力された情報を法執行や政策の企画・立案	修へ向けた検討を行う。	
に有効に活用する手法を継続的に検討。	〇 徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修、徳島独自の研修を実施する体制とと	
ייביין אינויאן	もに、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する体制を引き続き整備する。	

【法務省所管:(準)日本司法支援センター(法テラス)】※独立行政法人通則法の準用を受ける法人であり、法務大臣が最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会の意見を聴いて中期目標を策定。		
背景事情等	日本司法支援センター評価委員会による見込評価/主務大臣による業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
〇 司法制度改革(身近で利用しやすく、適	【見込評価】	〇 法テラスの業務遂行の更なる
正・迅速で、信頼のできる司法制度の構築)	〇 司法ソーシャルワークについては、「高齢者・障害者等に対する援助の充実」の事項で以下の指標及び達成水準を用いて評価を実施。関係機関	活性化に資する、次期中期目標期
を背景として、民事法律扶助の拡充、司法	との連携を通じた積極的な取組の実施・継続により,中期目標の達成が見込まれるとして、評定はB。	間における各業務の目指す成果
の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の	① 連携対象機関の指定相談場所数 H26:37 か所⇒H27:85 か所⇒H28:152 か所 ② 連携を契機とした巡回相談件数 H26:319 件⇒H27:488 件⇒H28:438 件 ③ 連携を契機とした出張相談件数 H27:589 件⇒H28:639 件 ④ 連携を契機としたセンター相談・事務所相談件数 H27:673 件⇒H28:2,578 件	や達成水準、評価指標のあり方
充実とネットワーク化の推進による司法	③ 産場を実施とした出頭に配ける 127.000 円 (20.000 円 (20.00	
に関する総合的な情報提供、被疑者・被告	【見直しの背景・理由】	〇 改正法に基づき今後実施する
人の公的弁護制度の整備等を行うため、総	○ 支援センターの業務よ、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、また、	新たな業務、更に推進する司法ソ
合法律支援法に基づき、支援センターが設	国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。	ーシャルワークについて、法テラ
立	○ 改正総合法律支援法(平成30年1月24日施行)に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者やストーカー・DV・児童虐待の被害者に対す	スに期待される具体的な取組や
○ 民事・刑事を問わず、あまねく全国にお	る法的援助の実施や、刑事請讼法改正(平成30年6月までに施行予定)に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への対応が求められている。	目標設定の在り方
いて、法による紛争解決に必要な情報やサ	○ 総合法律支援の実施及び体制の整備は、政府としてはもとより国際的にも重要な施策として位置づけられており、その中核を担う支援センタ	
ービスを受けられる社会の実現を目指す	一には業務の充実をより図ることが期待されている。	
ことを基本理念として、法制度等の情報提	【見直し内容】	
供、民事法律扶助、国選弁護等関連、司法	○ 情報提供:コールセンターについて、運営経費や利用者満足度を意識した効率的・効果的な運営を実施。地方事務所(支部、出張所を含む)	
過疎対策、犯罪被害者支援、東日本大震災	における情報是供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえて検討。	
法律援助等の業務を実施	〇 民事法律扶助: 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を適切に実施するため、福祉機関等と連携強化。全国的な取組として司法ソーシ	
○ 司法ソーシャルワーク(高齢者・障害者 を始め、自らが法的問題を抱えていること	ャルワークを更に推進。立替金等債権について、効率的・効果的な管理・回収を実施。 等	
を認識する能力が十分でない等の理由で	○ 国選弁護等関連:刑事訴訟法改正に適切に対応できるよう契約弁護士の確保に努め、迅速・適切な選任態勢の確保及び関係機関との連携強化	
自ら法的援助を求めることが期待できな	<u>を図る。</u> 等	
い者に対し、福祉機関等と連携して積極的	〇 司法過疎対策:司法過疎地域事務所を設置していない地域の司法過疎対策に関し、効率的・効果的な方策を検討し、実施を図る。司法過疎地	
に働きかけ、法的問題を含めた総合的な問	域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断の検討を行い、結果を適切に反映。 等	
国解決を図る取組)を推進	○ 犯罪被害者支援: ストーカー等の被害者に対する法律相談援助の実施を踏まえ、警察等の関係機関との連携を更に強化し、担い手となる契約	
RECTION ON AND CIPLE	弁護士の確保に努める。 等	
	〇 組織: 既存業務及び新規業務の追加による業務量の変動を的確に把握・分析し、職員の適正な配置を行う。 等	

【経済産業省所管:(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構】

背景事情等
O NEDOは、未来投資戦略、科学技術・
イノベーション総合戦略、科学技術基
本計画、エネルギー基本計画等の政府
方針の下、「エネルギー・地球環境問題
の解決」「産業技術力の強化」を目指し
て、新エネルギーの利用拡大やさらな
る省エネルギー、新技術の開発や市場
化、イノベーション創出を推進。
〇 産業技術政策に基づき、多くの革新
的技術シーズを創出し、革新的技術シ
一ズを事業創造に結びつける『橋渡

- し』を推進。主な業務は以下の3つ。 ①技術開発プロジェクトの実施
- ・技術戦略研究センター (TSC) において中長期の技術開発戦略を策定し、プロジェクトを企画・構想
- ・中長期的な我が国産業競争力向上等 のために投資すべき分野に適切に技 術開発資金を配分
- ・企業や大学・公的研究機関の研究チームを糾合し、技術開発マネジメントを通じてプロジェクトを実施
- ②中堅・中小・ベンチャー企業の技術 の実用化支援
- 技術開発助成等により技術の実用 化・事業化を支援
- ③オープンイノベーションの推進
- ・中堅・中小・ベンチャー企業と革新 的な技術シーズを事業化に結びつけ る「橋渡し」機能の能力を有する機 関との共同研究へ支援

主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容 以評価】 ※項目別評価の主な課題、改善事項等に以下の旨の記述あり

- 【見込評価】 ※項目別評価の主な課題、改善事項等に以下の旨の記述あり 〇技術開発マネジメント体制を一層強化するために、「技術インテリジェンス」の蓄積・向上を図る必要がある。
- ○「未来投資戦略2017」等の政府の戦略を踏まえつつ、研究開発成果の社会への実装の促進に、一層積極的に取り組む必要がある。 【見直しの背景・理由】
- ○成果の社会実装を前提とした研究開発プロジェクト等の推進
 - ・AI・ロボットについて、産官学の英知を結集し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。
 - ・エネルギー・環境について、新エネルギー・省エネルギー技術等の開発や実証実験等を産官学により国内外で展開するプロジェクト 等を推進。また、中長期的な課題を解決するため、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に注力。
 - ・成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に当たっては、国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援、 社会実装に向けたロードマップの作成等を推進。
- ○技術インテリジェンス機能の強化
 - ・技術戦略研究センターを中心として、特許庁の技術動向調査や科学技術振興機構研究開発戦略センター(CRDS)等の情報を踏まえる等、産学官で連携し、継続的な国内外の有望技術と社会課題・市場課題の動向把握・分析を行う体制を構築。
- ・世界に先んじたイノベーションの予兆を掴み、萌芽を見い出しつつ、我が国の「強み」、「優位性」を活かした戦略を策定・実施。
- 〇研究開発型ベンチャー企業等の振興、オープンイノベーションの促進
 - ・研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施。また、オープンイノベーションについての理解 向上・効果的な取組等に関する共有・普及啓発を行う。
 - ・研究開発プロジェクトにおけるオープンイノベーションの推進に向けて、技術分野ごとに競争領域/協調領域を明確化することで、 企業、大学、国立研究開発法人等の資源を集約し、効果的かつ効率的に研究開発を進める。

【見直し内容】

- ○技術戦略に基づくナショナルプロジェクトの実施
- 〇<u>技術戦略研究センター(TSC)の強化</u>(NEDO海外事務所の体制強化を含め、国内外の技術情報の収集体制の充実を目指す。ナショナルプロジェクトの実施を見据えた実効性ある戦略を策定するため、各推進部の職員を戦略策定に関与させる仕組みを導入。)
- 〇成果の社会実装を前提とした取組の強化(ナショナルプロジェクトの実施に当たっては、①標準化・性能評価・環境影響評価、②ロードマップやガイドライン、データベースの策定、③産業人材の育成等の社会実装に必要な要素を特定し、類型化するとともに、原則、これらを前提とした取組を推進。)
- ○プロジェクトマネジメントの高度化等 (プロジェクトマネージャー (PM) の外部人材の登用、協調領域プロジェクトの効率的な創出に向けた体制構築)
- 〇新たなプロジェクトマネジメントシステム(PMS)の導入(次期中期目標期間のなるべく早い時期に、NEDO 及び事業者の双方が同一画面で情報共有を行える仕組み(PMS)を導入。
- 〇研究開発型ベンチャー企業等の振興・オープンイノベーションの促進(研究開発型ベンチャーの技術・経営両面の支援機能の強化、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会を通じた民間におけるオープンイノベーションの意識向上やマッチング支援等)

O 成果の社会実装など、国 の政策の下でのNEDOの意 義や役割について、より一 層の具体化・明確化 (次期中期目標への反映

の仕方、国民等への分か

りやすい説明の仕方)

ユニットにおける主な議論

- NEDOの業務遂行の更な る活性化に資する、次期中 期目標期間における各業務 の目指す成果や達成水準、 評価指標のあり方
- O 技術戦略研究センター (TSC) の強化、プロジェ クトマネジメントの高度化 等(プロジェクトマネージャーの外部人材の登用等) について、NEDO に期待される具体的な取組や目標設定のあり方

【経済産業省所管:(中)情報処理推進機構】

【経済産業省所管:(中)情報処理推進機構		
背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
○ 我が国の中長期的な成長の鍵は、第4次産業革命(IoT、	【見込評価】	〇 情報セキュリティ対策について、IPA
BD、AI等)のイノベーションを、あらゆる産業や社会に取	〇 法人の現行中期目標については、「新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化」につい	に期待される具体的な取組や目標設定
り入れて様々な社会課題を解決する「Society5.0」を実現	て、以下の評価指標を設定し、これに関する見込評価の結果は、概ね「達成(評定: A)」と説明。	のあり方
することであり,その具体的な施策として、サイバーセキュ	①サイバー攻撃に関する情報共有の取組みを開始する産業分野数を5分野以上	
リティの確保や IT 人材の育成の強化等を図ることが政府の	②機構が提供した情報等に対する満足度を80%以上 ③機構に対する情報セキュリティに関する情報源としての期待割合を25%以上	○ IT 人材の確保に関する国の政策
方針。	③成開に対する情報とイエッティに関する情報がたしての対抗すること 2070年 ④機構の成果の定期的周知先拡大数を 80,000 まで拡大 ※ これ以外に中縣間 (係る評価指表設定し、見込評価で達成が決き説明	(2020年の時点で IT 人材が36.9万人
○ とりわけ、2020年東京オリンピック・パラリンピック及	○ また、「IT 人材育成の戦略的推進」については、現行中期目標において以下の評価指標を設定し、これ	不足と推計)において、主務省が考え
びその後を見据えて、政府機関及び重要インフラ等に関す	に関する見込評価の結果は、概ね「達成(評定:B)」と説明。	る IPA の役割(IPA が実施する IT 人材
る取組強化、サイバー攻撃対策の強化、IoT セキュリティ	①スーパークリエータの割合を30%以上	育成の対象範囲等)の明確化
の強化、セキュリティ人材の育成等を図ることが重要。	②情報セキュリティ人材のスキル指標の企業活用率を30%以上	
	③情報処理安全確保支援士が担う代表的な役割モデルを3種以上構築 ④情報処理安全確保支援士制度の企業認知度を50%以上 ※ これ以外に中郷・岡コ孫る評価指標を設定し、見込評価で議成状を説明	
O IPAは、情報セキュリティ対策強化に係る業務として、		
①重要インフラ等を守るための取組(産業サイバーセキュ	【見直しの背景・理由】	
リティセンター、J-CSIP等)、②NISCの指示に基づく独法	〇世界最高水準のIT利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活の実現に貢献し、IoT/BD ビガデー /AI 時	
等の情報システムの監視・監査、企業等へのサイバーセキ	代がもたらす社会経済情勢の変化を社会のあらゆる層が有効かつ安全に活用していけるよう、3つのミッシ	
ュリティに係る支援を実施。	ョン(①サイバー空間の脅威への対応を強化し、国民と社会の安全を守る、②ITに関する新しい潮流を常	
また、情報処理システムの信頼性向上に係る業務とし	に捉え、役に立つ形で発信、③IT人材の裾野を拡大し、高度なIT人材のネットワークを形成)を遂行。	
て、システム障害情報の収集・共有、開発者が考慮すべき	【見直し内容(事務・事業、組織)】	
事項の指針作成、共通語彙基盤及び文字情報基盤の整備を	○ 情報セキュリティ対策の強化(産業サイバーセキュリティセンターや独法等の監視・監査などの着実か	
実施。	つ適切な遂行、サイバー攻撃に対する初動対応措置及び被害未然防止措置の強化など)	
加えて、 <u>高度な IT 人材の育成に係る業務として、未踏</u>	〇 調査・分析機能の強化(ITに関する新たな技術について指針化・ガイドライン化、ITスキル標準の迅速	
人材の発掘・育成、情報処理安全確保支援士等の資格試験	かつ継続的な提供、官民データの利活用促進のための相互運用基盤の整備・普及)	
及び「「スキル標準の整備等を実施。	○ IT 人材の発掘・育成の取組強化(産業構造の変革や必要とされる人材の確保・育成に向けた IT 人材育成	
〇 法人の内部統制として、理事長の指示の下、「業務運営方	事業を柔軟に進める、突出したIT人材の発掘・育成、情報処理安全確保支援士の試験等の事務など)	
針検討会」を組織し、各部門の施策、将来ビジョンや業務	O 政策課題・社会情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門の有機的連携、事業の	
の必要性、連携の可能性などを議論するなどの取組を実	改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す体制を構築。また、組織横断的に将来ビ	
施。	ジョン等を共有・議論し、各事業や業務運営の見直しを継続的に実施する恒常的な体制を整備。	

【経済産業省所管:(中)石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

背景事情等 O JOGMECは、エネルギー資源や鉱物資源の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱物の備蓄に関する業務を実施し、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献。また、金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施し、国民の健康保護や生活環境の保全等に寄与。

- 〇 「エネルギー基本計画」 (平成22年6月閣議決 定)においては、<u>2030年までに、石油及び天然ガスの</u> 自主開発比率を40%以上と することを目指すこととしている。
- 平成28年の法律改正に より、海外の資源会社の買 収や資本提携への支援、産 油国国営石油企業株式の取 得等、JOGMEC の支援メニ ューが拡充。

主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容

【見込評価の概要(石油・天然ガス資源開発支援業務及び組織に関する主な事項)】

- 石油・天然ガス資源開発支援事業に係る見込評価の結果は「A」。定量的指標に対する実績については、
 - ・海外における地質構造調査の実施による優先交渉権の獲得(目標6件:29年度末実績見込6件)
 - ・我が国企業の探鉱開発事業(自主開発権益量)の支援割合(目標 1/2:28 年度末実績 45.26%)
 - ・資源国等との協力枠組みと具体的協力事業数(目標20件:29年度末実績見込33件) 等

に加え、14 件(18 社)の探鉱出資・資産買収出資・債務保証を実施。特にアブダビ陸上油田に関しては、40 年間の長期契約により日量 8 万バレルの自主開発原油権益を獲得したことを高く評価。アブダビ陸上油田の獲得は、日本企業では初であり、日本にとっても巨大油田の権益獲得は 2009 年以来の快挙。これもあり自主開発比率は 2014 年度 24.7%から 2015 年度 27.2%に増加したこと等を高く評価。 【見直しの背景・理由】

- 次期中期目標期間においては、直近のエネルギー・資源を巡る国際情勢や国内外の需給状況を踏まえ、我が国のエネルギー・資源に係る政策上の課題に適時・的確に対応していくことが重要。特に今回は、改正法によりリスクマネー機能の拡充が図られ、JOGMECの資源開発に係る役割が抜本的に強化されたことを踏まえる必要がある。
- 財務基盤等で劣後する我が国企業が世界の資源会社と伍していくため、国際競争力強化のための取組をより集中的に行う必要があり、 JOGMEC はこうしたニーズを踏まえ、着実に結果を出していかなければならない。
- <u>企業や資源国のニーズに柔軟に対応するための司令塔機能や営業機能の充実を図る</u>など、我が国のエネルギー・資源開発の中心的機関としての能力、専門性を高めていくとともに、<u>新たに取得する資産等の管理体制を充実させていく</u>など、組織を国内外から高い評価を受ける新しいステージに引き上げるための取組を進めていく必要がある。

【見直し内容(石油・天然ガス資源開発支援業務及び組織に関する主な事項)】

- ○リスクマネー供給の一層の重点化
- ・ JOGMEC のリスクマネー供給について、国が策定した「採択等に係る基本方針」も踏まえ、戦略的な優先順位等を国と JOGMEC の間で共有し、より一層の重点化を図る。
- ・我が国上流開発企業の国際競争力強化の観点から、コストや収益性、地域的な評価、将来のポテンシャル等の権益の「質」も含めて優先順位をつけて取り組むことが重要。
- ・法改正で追加された新規業務を的確に遂行するため、必要な体制(JOGMEC 内部の審査体制や外部専門家の活用等を含む)を一層強化。 〇権益獲得・維持に資する技術開発の推進(TRC 改革)
- ・我が国企業の権益獲得・維持に貢献するため、<u>産油国等のニーズに応じた技術開発・実証を推進するとともに、産油国等へパッケージで</u> 技術提案を行うための司令塔機能を創設するなど、技術センター(TRC)改革を行う。
- ○リスクマネ一等に係る資産・負債の管理体制の整備
- ・法改正により新たな業務が追加され、より的確な資産管理が求められる。具体的には、出融資・債務保証業務といった金融的手法を用いたリスクマネー供給業務について、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等に対処する必要があるという特性を踏まえ、個別資産が有するリスクを精査するとともに、株式売却を含むポートフォリオの適切な管理体制を強化する。

ユニットにおける主な議論

- 〇 石油・天然ガス資源開発支援 業務について、主務省が考える JOGMEC の政策上の役割の範囲 (JOGMEC の主体性や裁量に委ね る部分の整理等)
- O JOGMEC のリスクマネー機能の 拡充に対応しつつ、業務遂行の 更なる活性化に資する、次期中 期目標期間における石油・天然 ガス資源開発支援業務の目指す 成果や達成水準、評価指標のあ り方
 - (2030年の自主開発比率目標との関連を含む)
- 技術センター(TRC)改革、リ スクマネー等に係る資産・負債 の管理について、JOGMECに期待 される具体的な取組や目標設定 のあり方
- ※ 金属鉱物資源開発支援等の他の 業務についても、JOGMECの政策 上の役割や具体的な取組、目標設 定のあり方について議論を進め る。

【農林水産省所管:(中)農畜産業振興機構】

上展外外连有所官:(中)展苗连来旅 架 成件。 背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
月泉 尹 捐守		ユーットにおいる土な議論
	【見込評価】	
○ 農畜産物を対象として、畜産経営の安定、主要な野菜の生産・出荷の安定、	〇 特記事項なし	〇 次期中期目標の策定に当たって
砂糖・でん粉の価格調整、畜産・野菜農業の振興に資するための事業への補		は、農畜産業のセーフティネットと
助、情報収集・提供等を実施して、農畜産業・関連産業の健全な発展・国民消	【見直しの背景・理由】	しての役割に照らして、何が法人の
<u>費生活の安定への寄与</u> が使命。	O TPP協定の締結、日EU経済連携協定の大枠合意な	成果を測るにふさわしい目標である
	ど、農林水産業が新たな国際環境に入ることを踏まえ、農	かを十分に検討した上で、適切な目
○ 環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の締結に伴	林水産業の体質強化、経営安定・安定供給に備えた措置の	標を設定すべきではないか。
い決定された総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日TPP総合	充実を図るため、機構が実施する経営安定対策を引き続き	※ 現行中期目標における経営安定対策
対策本部決定)において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営	実施するとともに、法律改正に伴う制度の改正等に的確に	及び需給調整・価格安定対策に係る定
安定対策の充実等の措置を講ずることとされた。	対応していく必要。	量的な目標は、交付金の手続期間等事
また、生産資材価格の引下げや農産物の流通・加工構造の改革等を通じて		務の効率化に関するもののみ。
農業の競争力強化を実現するため、農業競争力強化プログラム(平成28年11	【見直し内容】	
月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)が決定され、肉用牛・酪農の	〇 各業務(生産者の経営安定、農畜産物の需給調整・価格	〇 機構がこれまでの事業の蓄積で有
生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされた。	安定に係る主要な施策の事務、緊急対策、情報収集提供業	する専門性を活用し、農林水産省と
	務)について、引き続き実施。	の連携を強化する等、その役割を拡
		大する余地はないか。
〇 法改正(加工原料乳生産者補給金制度が改正され平成30年4月から実施)	〇 制度改正に伴う事務手続の増加(対象事業者の拡大)に	
	ついては適切に対応。(ICT を活用した業務の一層の効率化	〇 法人が行う事業について、その効
	を推進)	果・役割が十分に国民に浸透するよ
		う、広報・情報発信のあり方につい
○ 法人は、指定生乳生産者団体の生乳取引の実態や乳業者の乳製品の製造実績	○ 指定乳製品等(バター等)の輸入・売買については、実	て検討すべきではないか。
等に関する知見を有し、関連データの提供等、農林水産省と適宜連携。	施済の対応策(輸入決定時期の明確化、情報交換会議の開	
	催等)を継続。	
	○ ホームページでの情報提供の充実を図る。	

【農林水産省所管:(中)農業者年金基金】

【晨外水座省所官:(中)晨耒石年金基金】		
背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことによ	〇 特記事項なし	〇 次期中期目標の策定に当たっ
り、国民年金の給付と相まって <u>農業者の老後の生活の安定・福祉の向</u>		ては、法人に与えられた役割
<u>上</u> を図るとともに、 <u>農業者の確保</u> に資することが使命。	【見直しの背景・理由】	(ミッション)、業務の性質に
〇 若い農業者を支援 (<u>政策年金</u>)	○ 農業の将来を支える <u>若い担い手の確保</u> が喫緊の課題となっていること	照らして、何が法人の成果を測
※ 一定の条件を満たす農業者に政策支援(保険料補助等)を実施	を踏まえ、業務の適正な実施を確保しつつ、効果的かつ効率的な業務運	るにふさわしい目標であるかを
	営を図り、 <u>政策年金としての機能</u> が十分に発揮されることが必要。	十分に検討した上で、適切な目
〇 人口減少の進行や農業就業者の著しい高齢化など我が国の経済社会		標を設定すべきではないか。
や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする	【見直し内容】	
者を確保することが農政上の喫緊の課題。	〇 農業者年金事業(年金の加入・給付事務)については、可能な限り定	
また、女性農業者は、農業就業者の4割を占め、女性が参画してい	量的な目標を設定する。	
る農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が		
強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担って	〇 年金資産の運用については、引き続き、基本となる年金資産の構成割	
いることに鑑み、その能力を最大限発揮できる環境の整備が求められ	合(政策アセットミクス)を定め、安全かつ効率的に運用するととも	
ている。	に、政策アセットミクスについては、資金の運用環境の変化等に照らし	
	た妥当性の検証等を適切に実施する	
※ 現行中期目標においては、「20歳から39歳までの基幹的農業従事	〇 農業者年金制度の普及推進に当たっては、新規就農者など農業の将来	〇 加入推進に関する目標設定に
者」に占める「農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平	を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象とな	おいては、政策目的との関連性
成29年度末までに20%まで拡大」とされている。	り得る若い農業者の加入の更なる拡大を目指して目標を設定し、取組を	を明確にし、その設定趣旨を具
	進める。	体化すべきではないか。
	また、農業経営の発展等に重要な役割を担う女性の活躍を後押しする	
	観点から、女性農業者の加入推進目標を設定するなど、女性農業者に対	
	する普及推進の取組を強化する。	

【農林水産省所管:(中)農林漁業信用基金】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の	〇 特記事項なし	〇 次期中期目標の策定に当たっては、
業務、林業者等の融資機関からの借入等に係る債務保証		法人のミッションに照らし、資金供給
の業務を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完	【見直しの背景・理由】	の環境整備のための方策、目指す成果
し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、も	〇 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、民間金融機	について具体化すべきではないか。
って農林漁業の健全な発展に資することが使命	<u>関による農業融資が活性化</u> するよう、「民間金融機関からの資金調達に際して <u>信</u>	※ 現行中期目標の項目としては、信用保
	<u>用保証制度が幅広く利用可能となるよう</u> 、保証制度を見直す。」とされ、これを	険等について、「事務処理の迅速化」及
〇 農林水産業は、自然条件に左右されるなど民間金融機	受け、信用基金及び農業信用基金協会は、農業融資が活性化するよう保証料・保	び「国民一般や利用者に対する情報開示
関からの資金借入が困難であり、公的な信用補完制度で	険料の引き下げ等の改善を行い、信用保証制度の利用が進むよう取り組んでい	の充実及び利用者の意見の反映」のみ。
ある信用保証保険制度の役割は重要。	న 。	
	また、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)においても <u>信用</u>	
〇 日本の農業経営向け貸付残高(平成27年度)は3兆	保証制度が幅広く利用されることが求められるなど、農業融資の活性化に向	
2,786 億円であり、うち、農協系統及び日本政策金融	<u>け、信用補完機能の役割がさらに重要</u> になっている。	
公庫が2兆4,803億円(約75%)を占める。(食料・		
農業・農村白書)	【見直し内容】	
	〇 各業務(信用保証保険業務・災害補償関係業務)について、引き続き実施。	
○ 国内銀行による農林業向け貸付残高は平成29年3月		
末に 6,934 億円となり、5年前と比べると残高は2割	○ 農業信用保険業務においては、 <u>信用保証保険制度が幅広く利用可能となる環境</u>	
増 (日銀統計)。	<u>の整備</u> を図るため、引き続き、融資機関等関係機関と積極的に情報交換を行い、	
	普及推進、利用促進に向けた取組を推進していく。特に、農業信用基金協会と一	
〇 「農業災害補償法の一部を改正する法律」が成立し、	体となって、農協系統融資機関以外の銀行、信用金庫等に対する取組を積極的に	
平成31年から、農業経営収入保険事業が実施され、そ	<u>実施</u> する。	
の実施主体である全国を区域とする農業共済組合連合		
会の保険金の支払等に必要な資金が不足する場合のセ	〇 法改正には適切に対応。	
一フティネットとして法人に貸付業務等が追加。		

【国土交通省所管:(中)国際観光振興機構(JNTO)】

		13770 3 113	• •	Щ
0	国際観光は、	日本経済を牽引	引し、地域を再生する政	
策	の柱であり、	国は観光立国の	の実現に向けた取組を推	
進	。現状では、	アジアからの訪	ī日旅行者が大半を占め、	
消	費額の大きし	\欧米豪市場の耶	Q込みが不十分であるほ	
か	、旅行者の訪	問先は依然とし	て東京・大阪等を巡るル	
_	トに集中。			

背書事情等

今後は、国別や富裕層など顧客層別の戦略的できめ 細かな訪日プロモーションの実施等による訪日外国人 の更なる増加を図るほか、地域の魅力を高め、インバウ ンド増加の効果を全国津々浦々に届けることが課題。

- O JNTO は、国際観光施策の実施機関として、20 か所の 海外拠点による現地目線での情報の発信・入手が可能 であるほか、長年、海外事務所における<u>情報収集、MICE</u> <u>の誘致や観光案内所整備のための事業を展開し、その</u> ノウハウを蓄積していることが強み。
- O JNTOには、<u>その強みを活かして、「経済効果」「地域</u>再生」に資するインバウンド誘致を実施してもらうことが重要であるが、現行の中期目標の内容は、「市場ごとに海外の市場動向等の情報に基づく効率的・効果的な訪日プロモーション方針を策定・公表」、「地方自治体や民間事業者が独自に取り組む事業・活動との連携を図りやすい環境を整える」など抽象的で、上記の課題に対して法人を具体的にどう活かすかが不明確。

主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容

【見込評価】

〇 次ページのとおり

【見直しの背景・理由】

- 〇 訪日外国人旅行者を 2020 年 4,000 万人等の政府目標を着実に実現する必要
- 〇 地方部への訪日外国人延べ宿泊者数を 2020 年 7,000 万人泊、2030 年 1 億 3,000 万人泊の目標が定められており、地方への訪日外国人旅行者の誘客を 図ることが重要
- 国際的な MICE 誘致競争が激化。我が国の国際競争力の強化が喫緊の課題。 機構においては、その体制強化・グローバルレベルでのプロモーション・<u>誘</u> 致活動の強化・専門的な人材育成の推進等に早急に取り組んでいく必要

【見直し内容】

- 〇 訪日プロモーション重点 20 市場毎に国別戦略を設定した上で、機構は、 国毎のターゲット層の設定、最新旅行トレンドの把握・反映することにより、 国別にきめ細かなプロモーションを実施。欧米豪旅行者の旅行意欲をかき立 てる魅力的なコンテンツを発掘し、インターネットなどの様々なツールを駆 使して発信することにより、旅行先として魅力的な日本を認知・認識させ、 訪日無関心層を取り込むプロモーションを実施
- 〇 デジタルマーケティングの専任部署の新設・ICT 専門人材を配置、<u>地方自治体・DMO (注) との連携の促進や地方支援を専任とする部署の設置による体制強化により、地方が行うプロモーションの質の向上</u>
- O MICE 分野のプロモーション・誘致機能の向上のため、海外事務所及び本部の体制強化

O 訪日外国人観光客の増加や観光による地方創生等に資する観点から、法人の強みを活かし、戦略的訪日プロモーションの実施及びインバウンドに取り組む地方公共団体など国内の関係主体との連携・支援の強化について、法人のチャレンジングな取組を促す目標のあり方

ユニットにおける主な議論

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
〇 目標設定に当たっては、主務省の所管する政策を実	【見込評価】	〇 本法人が実施する業務の意義、求め
現するため、法人にどのような役割を与え、どのように	〇 法人の主たる業務である国民に対して提供するサービスその他の業務の	る成果の内容、過去の実績等を十分踏
法人を活用するのか、どのような成果を求めるのかを	質の向上に関する事項における六つの評価項目のうち、1項目で「S」、4	まえた客観的かつ具体的な目標のあり
明確に示し、PDCAサイクルが機能することが重要。	項目で「A」の評定	方
また、客観的なアウトカムの評価は重要であるが、そ	〇 これらの評定に至った根拠として、数値目標に対する実績が 120%を超え	
れに至るプロセスも重要。	たことなどを挙げているものの、これらの指標の多くで、目標を設定した初	
	年度から目標値の 120%以上の実績となっており、次期中期目標の策定に当	
〇 業務によっては、「アウトカム」「定量的」な目標設定	たっては、指標や目標値の妥当性について検討が必要	
が困難なものもあり、「定量的」であることに過度にと		
らわれるのではなく、法人の努力の方向性を具体的に	【見直しの背景・理由】	
<u>示すことが必要。</u>	_	
	【見直し内容】	
	〇 機構の次期中期目標及び計画の策定にあたっては、機構が実施する業務に	
	関して、第三期中期目標期間の達成状況を勘案して、適切な目標の設定を行	
	う。	

(注) DMOとは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。

【国土交通省所管:(中)水資源機構】

〇 近年の気候変動を背景として、豪雨災害や渇水が頻発しているほか、地震災害等による水道施設の破損・断水も発生しており、水資源政策については、従来の需要主導型の「水資源開発の促進」から、今後、水インフラの老朽化対策や地震・水害等の大規模災害、危機的な渇水などに対応したリスク管理型の「水の安定供給」への重点化が必要。

背景事情等

- 〇 リスク管理型の「水の安定供給」の重要性は、国や水資源機構にとどまらず、ダムや水路等施設を所管する<u>都道府県等の他機関においても同様</u>であるが、都道府県等においては、<u>水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下</u>が懸念されることが課題。
 - 一方で、機構は、水の安定供給や洪水被害の軽減のため の施設連携のノウハウ、建設・管理に係る高度な技術力を 保有していることが強み。
- 〇 機構が、その強みを活かして、リスク管理型の「水の安定供給」に資する都道府県等への支援をより一層推進していくことが効果的であるが、現行の中期目標の内容は、「用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るという根幹的な役割を果たしていく」、「機構の培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う」など、上記の課題に対して法人を具体的にどう活かせるかという点は不明確。

主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容

【見込評価】

〇 特記事項なし

【見直しの背景・理由】

○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の指定公 共機関として、<u>被災地方公共団体等への支援</u>等に関し、広 域的な対応をより有効に実施する必要

【見直し内容】

- 〇 国、被災地方公共団体等から災害に係る支援の要請を受けた場合において、業務に支障の無い範囲内で、機構の技術力を活かした支援等の実施。なお、被災地方公共団体の状況によっては、速やかな支援が実施できるよう検討を行い、併せて可能な範囲で支援を実施
- 〇 老朽化する水インフラに対応するため、施設を新築・改築する建設事業のみならず、施設の操作・維持・修繕といった管理業務においてもICT等を積極的に活用し、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び簡素化を図り、経営環境を改善。各事務所や建設現場等へのICT等を円滑に導入し、普及推進を図る

ユニットにおける主な議論 〇 災害等のリスクに対応した水の安定供給の確

保を図る観点から、自らが所管する施設の徹底活

用等にとどまらず、地方公共団体等への支援をよ

り一層推進することを促す目標のあり方(法人の

有する技術力等を踏まえ、どのような努力・工夫

が評価に反映されることがふさわしいか。)。

〇 なお、支援の実施に当たっては、災害等の状況により機構の自発的な判断による支援(いわゆる「プッシュ型」の支援)のあり方の検討や、施設の整備改築などのハード対策及びICT技術を活用した施設管理などのソフト対策も含めた機構の様々なノウハウの効果的な活用が必要では

ないか。

【国土交通省所管:(中)鉄道建設•運輸施設整備支援機構】

○ 目標設定に当たっては、主務省の所管する政策を実現するため、法人にどのような役割を与え、どのように法人を活用するのか、どのような成果を求めるのかを明確に示し、PDCAサイクルが機能することが重要。また、客観的なアウトカムの評価は重要であるが、それに至るプロセスも重要。

背景事情等

- 業務によっては、「アウトカム」「定量的」な目標設定が困難なものもあり、「定量的」であることに過度にとらわれるのではなく、法人の努力の方向性を具体的に示すことが必要。
- 〇 機構は、公的資金を活用した鉄道新線建設の総合的マネジメントを行う唯一の 公的な建設主体であり、鉄道建設(計画を含む)に必要となる全ての分野にわた る技術力、マネジメントカ、プロジェクト全体を統括できる能力を保有。
- 一方、鉄道建設等業務に係る現行中期目標は、「(機構は)鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体」、「良質な鉄道を経済的に安全にかつ所定の工期どおりに建設することが重要な目的」、「新幹線の建設、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を推進」といった、機構の役割、業務の目的、業務の内容に関する全般的な記述はあるものの、鉄道建設プロジェクトにおける業務の各プロセスにおいて、何についてどのような努力を求めるのかといった具体的内容は不明確。
- このほか、整備新幹線建設(注)については、北陸新幹線敦賀・大阪間のルートが与党PTにおいて決定(H29.3)されたところであり、現在、機構が駅・ルートの詳細調査を実施しており、その後、環境影響評価の手続が進められる予定。

主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容 【見込評価】

〇 特記事項なし

【見直しの背景・理由】

O 機構は、整備新幹線整備事業について、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的整備主体としての特性を活かし、高度な技術力や専門性を発揮しつつ、引き続き着実に業務を行う必要

【見直し内容】

- 整備新幹線については、・・・現行の工事実施計画 認可を踏まえた整備新幹線の建設について、高速輸送 体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす 役割の重要性に鑑み、新幹線鉄道による全国的な鉄道 網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活 領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的と して、工事完成予定時期を踏まえ、事業の着実な進捗 を図る
- 〇 機構では平成29年度より、鉄道建設事業のプロジェクト遂行の確実性を確保するため、工程・事業費のより適切な管理に臨む体制を構築。関係者との調整を十分に行いながら、完成予定時期を踏まえ、工程・事業費の管理を徹底し、各事業を着実に進めていく

- ユニットにおける主な議論
- O 鉄道建設について、鉄道建設プロジェクトの各プロセスで「何について、どのような水準を実現するのか」を具体的に示すことにより、機構の「強み」である鉄道新線建設の総合的なマネジメントに係る各取組での努力を促し、PDCAサイクルが機能する目標のあり方
- O 北陸新幹線の未着工区間に関して、機構が実施している駅・ルートの詳細調査、その後行う予定である環境影響評価の手続に当たっては、国民への説明責任を十分に果たすことができるよう、その的確な実施を図ることが重要

注) 財務省の財政制度等審議会の「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」(H29.5.25) において、今後整備する区間においても、リニアやフリーゲージトレインの実現を見 据えつつ、既存ストックを最大限活用した最適な交通ネットワークを構築することが重要との記載あり。

【国土交通省所管:(中)日本高速道路保有·債務返済機構】

0	高速道路は、	全国的な自動車交通網の枢要部分を構成
l	ノ、かつ重要な	地域を連絡するもの等であることから、そ
O.)債務の返済を	確実に行うとともに、機能を良好に維持・
씥	理する必要。	

背景事情等

○ 道路整備特別措置法等に基づく高速道路の保有・管理に 係る機構、会社の役割は、次のとおり。

る貸付け、承継債務その他高速道路の新設、改築等 に係る債務の早期の確実な返済等を実施

会社:機構から借り受けた道路資産に係る高速道路につ いて維持、修繕、災害復旧その他の管理

○ 一方で、道路公団民営化後、東日本大震災など重大な災 害の発生、笹子トンネル天井板落下事故や逆走事故など重 大な事故の発生により、国民の安全・安心な通行の確保に 対する意識が高まっている。

主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容

【見込評価】

〇 特記事項なし

【見直しの背景・理由】

- 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資 産の適切な保有及び貸付けに関する業務は、安全で利便性 の高い高速道路サービスを国民に提供する上で不可欠
- 機構:高速道路に係る道路資産の保有並びに会社に対す 〇 アウトカム指標(注)の適正な設定は、高速道路の安全性・ 利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速 道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指 標として計画的に取り組むことを促すために重要であり、 中期的な目標の設定を追加することを通じて、更なる計画 的かつ実効的な事業実施の確保を期待

【見直し内容】

- 会社と連携して設定しているアウトカム指標について、 指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替 え等に加え、中期的な目標の設定についても機構が更なる リーダーシップを持って取り組み、これを通じて高速道路 の管理水準を一層向上させ高速道路利用者に対するサービ スの向上を図る。
- (注) 死傷事故率、逆走事案件数、快適走行路面率、補修済橋梁数など の指標。機構は、これまで、会社と連携して設定したこれら指標に係 る単年度の目標とその実績を把握公表。

○ 高速道路を保有する機構において、将来にわた ってその価値を損なうことがないようにする観 点から、会社による高速道路等の維持管理等業務 に対する機構のより積極的な取組を促す目標の あり方

ユニットにおける主な議論

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
〇 目標設定に当たっては、主務省の所管する政策を実現す	【見込評価】	〇 法人の業務の特性を踏まえ、努力を促すための
るため、法人にどのような役割を与え、どのように法人を	〇 特記事項なし	目標のあり方
活用するのか、どのような成果を求めるのかを明確に示し、		
PDCAサイクルが機能することが重要。	【見直しの背景・理由】	
また、客観的なアウトカムの評価は重要であるが、それ	〇 将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減、支払利子の	
に至るプロセスも重要。	圧縮、多額の資金の低利かつ安定的な調達等を図るために	
	は、 <u>更なる調達の多様化</u> に努めるとともに、 <u>機構がリーダ</u>	
〇 業務によっては、「アウトカム」「定量的」な目標設定が	<u>ーシップを持って会社による資金調達の支援</u> に努める必要	
困難なものもあり、「定量的」であることに過度にとらわれ		
るのではなく、法人の努力の方向性を具体的に示すことが	【見直し内容】	
必要。	〇 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金	
	利の変動状況等を踏まえつつ、 <u>更なる調達の多様化</u> に努め	
〇 機構は、高速道路の建設等に係る債務の確実な返済を行	るとともに、機構がリーダーシップを持って、会社との資	
うため、その時々の <u>金融情勢を踏まえた適時適切な資金調</u>	金調達に関する情報の共有及び共通課題に対する検討を実	
<u>達を実施</u> しているほか、会社との協定の変更に際しては、	<u>施</u>	
債務引受限度額等について検証を行い、法定期限内におけ		
る債務返済の確実性を担保。		

【国土交通省所管:(中)空港周辺整備機構】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
〇 目標設定に当たっては、主務省の所管する政策を実現するため、	【見込評価】	〇 法人の業務の特性を踏まえ、努力を促す
法人にどのような役割を与え、どのように法人を活用するのか、ど	〇 特記事項なし	ための目標のあり方
のような成果を求めるのかを明確に示し、PDCAサイクルが機能		
することが重要。	【見直しの背景・理由】	
また、客観的なアウトカムの評価は重要であるが、それに至るプ	_	
ロセスも重要。		
	【見直し内容】	
〇 業務によっては、「アウトカム」「定量的」な目標設定が困難なも	〇 環境対策事業については、専門知識・経験等が求められ	
のもあり、「定量的」であることに過度にとらわれるのではなく、法	る業務であることから、 <u>環境対策事業承継日以降の民間の</u>	
人の努力の方向性を具体的に示すことが必要。	運営権者による円滑な業務の実施を確保する必要	
	〇 機構は、民間の運営権者への円滑な環境対策事業の承継	
〇 機構は、長年にわたり数多くの空港周辺環境対策事業を実施し、	に向けた取組を推進	
豊富なノウハウを蓄積しており、地元自治体や住民との信頼を構		
<u>築</u> 。今後、 <u>平成40年度末に予定されている周辺環境対策事業の空港</u>		
運営会社への円滑な承継にむけた取組が重要。		

【内閣府所管:(中)北方領土問題対策協会】

[1] 图形 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]			
背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論	
	【見込評価】		
〇 北方領土問題は、日本がポツダム	〇 国民世論の啓発について、「今後の課題」として「関心度の測定、分	O 啓発事業や四島交流事業に当たっては、 <u>訴求するターゲットを</u>	
宣言を受諾し降伏した後にソ連軍が	析により更に強力な啓発活動」や「国民が幅広く北方領土問題につい	明確にした上で、それに応じた事業メニューや啓発方法・媒体を	
北方領土(択捉島、国後島、色丹	て知り、ふれる機会を創出する工夫を行う様々な取組」を期待と指摘	きめ細かく検討し、実施してはどうか。また、 <u>事業実施後、効果</u>	
島、歯舞群島)に侵攻、日本人島民		を検証し、翌年度の事業改善(既存事業の廃止、新規事業の創設	
を強制的に退去させ、一方的にソ連	【見直しの背景・理由】	も含む)につなげてはどうか。	
領に「編入」し、ソ連崩壊後にロシ	○ 北方領土問題の早期解決に向け、協会に求められる役割を十分に果	※ ターゲットは、返還運動の後継者(「語り部」候補等)なのか、相対的に 関心の低い若者一般なのかなど。	
アとなった現在もなお、法的根拠な	たすとともに、効果的・効率的な業務運営を確保する観点から見直	※ 全国大会や県民大会の連携強化や、啓発の一般の国民への波及効果を高め	
く占拠し続けていることから生じて	し。特に、北方領土問題の長期化により、元島民が高齢化しているこ	る工夫の検討など。	
いる。	とから、返還要求運動の後継者対策を重点的に実施する必要		
O 北方領土問題対策協会は、北方領		○ 関係自治体や他の機関と連携して、相乗効果の発揮を図っては	
土問題の解決の促進等を目的とし	【見直し内容】	どうか。	
て、国民世論の啓発、日本国民と北	○ 国民世論の啓発について、広く一般の国民の目に触れるような伝達	※ 北方領土問題を肌で感じ、リアリティを持って理解し考えてもらうため、根室市等が行う観光事業と連携し、北方領土の隣接地域に足を運び北	
方四島在住ロシア人との間の相互交	方法を検討するなどの改善を図るとともに、「事業の実施効果の検証方	方領土を直接見たことのある者を増やす取組を強化等	
流、北方領土問題の調査研究、元島	法」を検討し、成果の低い事業や必要性の低下した事業は積極的に見	※ 四島交流事業における文化振興関連機関との連携、融資事業における地	
民に対する援護、北方地域旧漁業権	直し改廃	域金融機関との連携、先の大戦の関連資料等を保有する機関との連携等	
者等に対する融資を実施	○ 後継者対策として、以下を重点的に実施		
〇 北方領土問題については、学校教	・ 全国の青少年、教育関係者等に北方領土問題に関する正しい理解	〇 職員が協会活動の充実に積極的に意欲を持って取り組むことが できるよう。理恵見、恵教理恵もはじめたまるの最新、展、変生	
育の成果もあり一定程度認知。一	と関心を深めてもらう。	できるよう、 <u>理事長、専務理事をはじめとする役員が一層、率先</u> 垂範して、取組を推進してはどうか。自己収入の確保にも取り組	
方、返還要求運動の中心的役割を担	・ 相対的に関心の低い <u>若年層に</u> 、例えば、SNSの一層の活用によ	<u>単胞して、収価を推進</u> してはと プが。 自己収入の確保にも収り組 んではどうか。	
ってきた元島民は高齢化	り、北方領土問題にふれる機会を積極的に提供する。	70 (182)77 0	
	○ 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業について、利用目的や借入		
	額等を分析し、資格者の要望も踏まえ、融資メニューの見直しを検討		
	○ なお、日露両国における今後の協議の進展等に留意し、必要に応じ		
	対応		
	טיוני		

【厚生労働省所管:(中)勤労者退職金共済機構】

17年1月1日 - (十) 到月日 2日 - (中) 1月1日 2日 - (中) 1	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
1798 7 117 9	【見込評価】	у г тогу од Сиздени
 ○ 近年、多くの中小企業で人材不足が深刻	Colorium	│ │ ○ 法人と主務省双方において 退職金制度の運用を法人が行う │
化している中、労働力の確保等を通じて経	おける加入促進の目標設定においては、中小企業数の推移予測、景気要	ことの政策上の意義や、社会経済の中での位置付け等につい
営基盤の充実を図る必要性が高まってお	因による労働需給予測を踏まえ、設定することが望ましいと指摘 	て明確にした上で次期中期目標に盛り込むべきではないか。
り、政府は「経済財政運営と改革の基本方		
針2017」において、中小企業への人手不足		〇 退職金制度を安定的かつ持続的に運用していくために必要
や働き方改革の対応を行う方針	○ 独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について退職金制	となる加入者数(ストック、フロー)又は加入率の水準につ
	度を確立させることにより、勤労者の福祉の増進や生活の安定を図るこ	いて、上記政策上の意義を踏まえ検討した上で、加入促進対
	とで、労働力の確保等を通じた企業の振興を目的	策の効果を適切に測ることができる指標を次期中期目標にお
		<u>いて設定</u> することはできないか。
	【見直し内容】	
	〇 中退共において、退職金未請求者の割合は減少傾向にあるが、引き続	
	き住基ネット等を活用して被共済者の住所情報の把握方策を強化し、確	
	実な支給に向けた取組みを推進	
	○ 制度への加入・未加入の業種の分布等を分析 し、関係機関と連携しつ	
	つ、効果的な加入促進対策を検討し実施	
	○ 中退共においては、制度改正に迅速かつ柔軟に対応する	
	ためのシステム再構築を行う。また、建退共において、現行の事務煩雑	
	を軽減するための実証実験を行い、電子申請方式の導入を検討	
	□ 日本記録するための失証失謀を刊り、電子中語が氏の導入を採出 □ 財産形成促進制度において融資業務のための資金調達は平成 11 年当時	
	○ 別産的収促運輸受において融資業務のだめの負金調達は干燥 千当時 に作成されたルールに基づき行っていることから、現在の金融情勢等を	
	踏まえ検証を行った上で、必要に応じ、関係機関と連携して見直しを行	
)	

【厚生労働省所管:(中)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 「ニッポンー億総活躍プラン」、「働き方改	〇 「在職者訓練、事業主等との連携・支援」の項目について、「民間機関	〇 職員が意欲を持って働ける環境を作るためには、最終
革実行計画」等において、意欲ある高齢者の	等を積極的に活用して、中小企業等における生産現場等で働く者の「Ⅰ	的な成果を表す数値目標(就職率、職場定着率等)のみ
就労促進、障害者の希望や能力に沿った就労	T力」強化のための企業支援に取り組むことが求められる」と指摘	を目標に掲げるのではなく、 <u>当該成果に至るまでに本法</u>
支援、中小企業等の生産性向上に資する人材		人が行った取組や工夫を正確に評価できる目標・指標を
育成等が挙げられている。	【見直しの背景・理由】	設定し、次期中期目標に盛り込むべきではないか。
〇 第4次産業革命による産業構造の変化を見	〇 我が国が一層の少子化・高齢化の進行によって、本格的な人口減少社	
据え、「未来投資戦略2017」において、企業	会が到来する見通しである中、一億総活躍プランや働き方改革実行計画	○ 障害者雇用における地域の就労支援機関等の相互連携
の生産性向上に資するIT人材の育成や、	等において、若者、女性、高齢者・障害者等の働く意欲と能力を持つす	に係る環境・体制整備について、本法人が地域における
様々な人材が基礎的な『「・データスキルを	べての人々が活躍できる社会の実現や、技術革新と産業界のニーズに合	中核的な職業リハビリテーション機関として、関係機関
身に付けることへの支援が掲げられてい	った能力開発を推進	の状況を把握し、適切な助言・支援を行うことで、 <u>地域</u>
. .		全体の底上げを図ることはできないか。
	【見直し内容】	
	(高齢者雇用支援)	〇 第4次産業革命によるIoT、AI等の技術の進展に
	○ 企業に戦略的にアプローチし、定年引上げ・継続雇用延長に係る具体	対応した人材育成の在り方について、本法人の強みやリ
	的な制度改善の提案等を行えるよう体制の強化、高年齢者雇用アドバイ	ソースをいかしつつ、中小企業等の生産性向上に向け本
	ザー等に対する研修の充実	法人に求められる役割を明確化した上で、本法人の取組
	(障害者雇用支援)	方針や具体的な取組内容を次期中期目標に盛り込むべき
	○ 新たに障害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対 ・ 対象に連続された対象の表示を表えています。	ではないか。
	応等に直接的な支援の重点を置くとともに、 <u>地域の就労支援機関や企業</u>	
	が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備	
	をさらに推進	
	(職業能力開発)	
	〇 中小企業等に対する相談支援機能の強化、IoTやAI等の技術の進	
	展に対応した在職者向け訓練の充実や高度技能者の養成、生産現場等	
	<u>の「IT力」の強化</u> 等	

【厚生労働省所管:(中)福祉医療機構】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 福祉・医療の現場では、少子高齢	特記事項なし	〇 貸付業務の中でも、人材・設備が不足しており、今
化の進展に伴う、待機児童、特養待		後増加が見込まれる福祉分野と、地域で効率的に連携
機者、医療需要の増大、社会的孤立	【見直しの背景・理由】	を行うことされている医療分野とでは、本法人に期待
などの数多くの問題が存在	〇 『小回りのきく福祉・医療支援の専門店』としての一層の機能発揮が求められてい	される役割が異なるのではないか。 それぞれの役割に
〇 福祉・医療の基盤強化(介護医療	る 。	基づき、貸付に当たっての基本的な考え方や、法人の
総合確保推進法)、保育・介護の人	〇 機構の取組により福祉・医療基盤の整備に寄与することや、制度の谷間の要支援者	取組内容を適切に評価するための指標を次期中期目標
材確保、地域共生社会の実現(ニッ	を支える団体へ支援を行い、地域包括ケアシステムや共生社会の実現に寄与すること	<u>に盛り込む</u> ことはできないか。
ポン一億総活躍プラン)等が政府の	及び福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報	
重要方針として位置づけ	を入手できる環境を整備する。	〇 社会福祉法人制度の改革や地域の医療提供体制の再
		編に貢献するため、融資を通じて得られた豊富なデー
	【見直し内容】	タや国の政策と密接に連携している強みを活かし、 <u>法</u>
	〇 福祉医療貸付業務について、政策融資という役割を踏まえ、政府の政策方針、災害	人や施設の経営基盤の強化を支援する福祉医療経営指
	等の緊急時の資金需要への対応、融資後の利用者への支援、協調融資の実施に留意し	<u>導事業について、一層の強化を図るべき</u> ではないか。
	効果的・効率的な融資を実施	
	〇 社会福祉振興助成事業について、助成先法人がその後も継続的に活動するための自	
	立的運営を行えるよう、過去の優良事例の紹介等を通じて支援	
	○ WAM NET 事業について、障害福祉サービス等情報公表制度の創設に併せたシステム	
	の整備や、地域共生社会の実現に向けた取組に係る情報提供体制を整備すべく関係機	
	関と調整	

【厚生労働省所管:(中)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 「ニッポン一億総活躍プラン」において、障害者	〇 特記事項なし	〇 入所者が減少していく中、全国の障害者支援施設等に対
を含む「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共		する「調査・研究」 <u>成果の発信</u> 、「養成・研修」及び「援
に創り、高め合うことができる『地域共生社会』」の	【見直しの背景・理由】	助・助言」を通じたノウハウの提供といった、本法人の
実現が掲げられている	〇 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な	強みを活かした取組を一層強化するとともに、こうした
○ のぞみの園でも入所者の地域移行を進めており、	支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行う	取組の成果を測る適切な評価指標の在り方について検討
現在は新規受け入れを行っておらず、矯正施設退所	ことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的	を行い、次期中期目標に盛り込むべきではないか。
者・行動障害等の有期(短期)利用者のみ受け入れ	〇 平成28年の障害者総合支援法及び発達障害者支援法の改正に	
○ 支援に関する <u>調査・研究、成果を踏まえた養成・</u>	伴い、障害者支援のニーズの多様化への対応を進めるため、よ	
研修を実施することで、全国の障害者支援施設等に	り一層きめ細やかな支援が求められている	
<u>情報発信し、支援の質の底上げ</u> に寄与		
	【見直し内容】	
	〇 全国の障害者支援施設において高齢化が進展しており、高齢	
	者に対応するノウハウが乏しくその対策が喫緊の課題となって	
	いることから、高齢化に配慮した質の高い支援に取り組む	
	〇 矯正施設を退所した知的障害者については、関係機関(刑務	
	所、少年院等)と連携・双方で情報を共有し、円滑な福祉サー	
	ビスにつなげ、早期に地域に定着できるよう、支援を拡充	
	〇 地域生活への継続にリスクのある障害児・者の相談が増加し	
	ている状況の中、ニーズに的確に対応するため就学前から継続	
	的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援に取り	
	組む	

【文部科学省所管:(中)日本学術振興会】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
背景事情等 ○ 学術における国際的な競争 が激しさを増し、主要先進国 研究者との国際共著論文数は 停滞。強固な国際研究基盤を 構築し、我が国のプレゼンス	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容 【見込評価】 〇 「広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用」の項目について、「今後の課題・指摘事項」として、「振興会の存在意義を国民に理解してもらえるよう、受け手のニーズを踏まえつつ <u>効果的な広報活動を実施する必要</u> がある」と指摘※ 見込評価ごおいて、本項目は、「学術の社会的連携・協力の推進」の項目と合わせて評価を実施	ユニットにおける主な議論 〇 本法人は、次期中期目標期間中に強固な国際研究基盤構築に向けた国際共同研究や外国人研究者の招へい等事業の在り方の検討や必要な改善・強化を行うこととしている。これらの実施に当たっては、既存の事業とあわせて、適切な評価指標を新たな中期目標に盛り込むべきではないか。
を高めていくためには、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の資金配分機関である本法人の役割が重要	【見直しの背景・理由】 ○ 主要先進国との共著論文数が停滞するなど、国際的なトップレベルの学術研究から取り残される危機に直面 ○ 「イノベーションの源泉」としての学術研究の「改革と強化」を進め、引き続き我が国の学術振興の中核機関として研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割 ○ 学術の現代的要請(挑戦性・総合性・融合性・国際性)に応え、優秀な若手研究者を確保・支援	○ 研究者個人の成果としての発信に加え、本法人の顔が見える 形での成果の発信を行うことにより外部から認識・評価される ことで法人のモチベーションにつながるよう、 <u>どのような対象</u> に対し(例:国民一般向け、他の研究機関向け)、 <u>どのように</u> 発信していくのが効果的であるのかを検討し、当該広報の在り 方について新たな中期目標に盛り込むべきではないか。また、 法人業務全般の積極的な対外発信に向け、法人マネジメント強 化の一環として、広報体制の整備に取り組むべきではないか。
	 【見直し内容】 ○ 国内外の垣根なく事業を推進するため、事業体系の整理と組織体制を整備 ○ 国際共同研究等の在り方を検討し、必要な改善・強化を行うことにより、強固な国際研究基盤を構築 ○ 若手研究者の処遇改善や制度改善等を行い、若手の挑戦を支援する人材育成事業を充実 ○ 科研費の充実・強化に資する審査システム改革を推進し、新たな審査システムの一定期間経過後の再評価を実施 ○ 効果的な広報活動に資する体制整備を図り、本法人の事業内容及び成果等の情報を積極的に発信 	※ 科研費による研究成果については、研究終了後に研究者から提出される報告書を全てデータベース化しインターネットで公開しているほか、大型の研究種目については、研究終了5年後に有識者による追跡調査を実施研究成果をどのように情報発信していくかという点については、本法人においても工夫の余地があると認識

【文部科学省所管:(研)理化学研究所】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 現行中長期目標においては、科学技術	○ 例えば、「生命システム研究」の項目においては、バクテリアの細胞質中での生体分子	〇 第5期科学技術基本計画等、我が国の科学技
基本計画において掲げられた国が取り組	の挙動を原子レベルで解明したことなど、当該分野・領域での優れた研究成果を複数例	術における重要課題や社会的要請を踏まえ、ま
むべき課題の解決に向けて研究開発を戦	示し「A」評定としている等、個別の研究成果が前面に出ているが、そこに至る進捗状	た、特定国立研究開発法人として他の国立研究
略的かつ重点的に推進することとし、8	況等は必ずしも明確ではない。	開発法人等の先導的・中核的役割を担う観点か
つの分野・領域を示した上で、当該分野・		ら、本法人に求められる役割や推進すべき研究
領域に取り組む必要性、達成すべき成果	【見直しの背景・理由】	分野・領域、達成すべき成果について、引き続
を提示	○ 特定国立研究開発法人として、我が国のイノベーションシステムを牽引する中核機関	<u>き次期中長期目標に盛り込むべき</u> ではないか。
	としての役割	[上記ポイントは、CSTIにおいても確認さ
	○ 多くの若手研究者等が短期間で業績を求められる現状を踏まえた人事制度改革が必要	れる事項」
	〇 厳しい財政状況の中、財政基盤を強固にし、研究開発活動を更に活性化させる必要	
	 【見直し内容】 ○ 総合的な研究機関としての特色を最大限に生かし、異分野融合等による新たな科学の開拓・創成を志向した研究を実施 ○ 本法人が有する最先端の研究基盤について、国内外の利用者のニーズも踏まえつつ、施設の高度化等を推進 ○ イノベーション創出の中核機関としての強みを生かしつつ、産業界との連携や、ベンチャー育成等を強化 ○ 理事長がリーダーシップを発揮し、他の国立研究開発法人のモデルとなる革新的な改革を推進できるよう、適切な事務組織の構築や理事長を支える機能の整備等を実施 ○ 若手研究者が中長期的なビジョンをもって研究に専念できる環境の整備のため、無期雇用職の整備等の人事制度改革を推進 ○ 産業界との共同研究の拡充や知的財産の有効活用等により、自己収入の増大を図る。 	〇 主務大臣の評価に際しては、 <u>優れた研究開発</u> 成果を例示して評価するだけでなく、長期性、 不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、 研究開発の進捗状況等や法人としてのマネジ メント面についても適切に評価できるよう、評 価軸・指標等の考え方を検討した上で、次期中 長期目標に盛り込むべきではないか。

【文部科学省所管:(研)宇宙航空研究開発機構】

【文部科学省所管:(中)日本スポーツ振興センター】

【文印件子省所官:(中)日本スポーク振典センター】			
背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論	
○ 現行中期目標では、スポーツ振興くじ助成について、「より多くの助成財源を確保する」こと、「外部の有識者による配分に係る審査を行う」こと等を規定	【見込評価】 ○ 「助成業務の透明性の確保等」の項目について、「今後の課題・指摘事項」として、「スポーツ振興くじについては、地域スポーツの振興における役割が極めて大きいことを踏まえ、助成の効果を客観的に評価し、翌年度以降の助成に反映させるなど、現場のニーズに応えた助成内容とすることを期待する」と指摘 【見直しの背景・理由】 ○ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020 年大会」とする。)等スポーツに対する関心が高まる絶好の機会を逃すことなく、広く国民各層に対しスポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが求められる。	〇 地域スポーツの振興に重要な役割を担うスポーツ振興くじ助成については、 <u>助成がスポーツ参画人口の拡大等にどれだけ貢献したのかを測定できるような指標を設定し、次期中期目標に盛り込むべき</u> ではないか。	
	【見直し内容】 ○ 2020 年大会に向けて、新国立競技場の整備、国立代々木競技場の耐震改修等工事を着実に実施。新国立競技場は、大会後の運営の在り方や手法を検討 ○ ハイパフォーマンスセンター(JISS、NTC)の機能の整備・充実。各競技団体等と連携した2020 年大会及びその後を見据えた国際競技力の向上 ○ スポーツ振興くじ助成については、地域スポーツの振興における役割が極めて大きいことを踏まえ、真に現場のニーズに応えたものとなるよう助成メニューを不断に見直し。助成の効果を客観的に評価できる指標・手法を設定 ○ 近年の登山ブームにより一般登山者が急増していること等を踏まえ、国立登山研修所の機能や役割について見直し ○ 災害共済給付の受給者の利便性向上、業務運営の効率化等の改善		

【文部科学省所管:(中)日本芸術文化振興会】

背景事情等	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
	【見込評価】	
〇 「文化芸術基本法」が平成29年6月に改正さ	〇 総合評定の「3.項目別評価における主要な課題、指摘事項など」におい	〇 基本法の射程が広がるとともに、文化芸術産業の
れ、文化芸術の振興にとどまらず、 <u>観光</u> 、まち	て、外国人来場者への対応が要改善である旨、外国人のための鑑賞教室に	経済規模(文化 GDP)及び文化芸術資源の活用によ
づくり、 <u>国際交流</u> 、福祉、教育、産業その他の	ついて更なる拡充を検討する旨、の記載あり。	る経済波及効果の拡大が政府の方針として謳われる
関連分野における施策 <u>が法律の範囲に取り込ま</u>		など、 <u>文化政策は転換期を迎えている</u> 。また、 <u>2020</u>
<u> </u>	【見直しの背景・理由】	年東京大会等が開催される次期中期目標期間は、我
〇 「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び	〇 文化芸術振興の中核的拠点として、文化芸術の豊かな広がりの実現、伝	が国の文化芸術の魅力を世界に発信する好機である
「未来投資戦略2017」において、稼ぐ文化への	統芸能の後世への伝承、芸術の創造活動の活性化等が法人に求められる役	ことから、本法人はインバウンド拡大や新たな観客
展開を推進する「文化経済戦略(仮称)」を本年	割	層獲得に向けた取組を強化することとしている。
中に策定し、文化芸術産業の経済規模(文化G	O <u>2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会</u> (以下「2020 年東	こうした取組については、単に入場者数を増やす
DP)を拡大していくことが謳われている。	京大会」とする。) <u>を契機とする文化プログラムの実施等を通じて、観光振</u>	目的の一過性のものではなく、
〇 2020 年以降のレガシー創出に向け、日本文化	<u>興、地方創生、経済の活性化等への貢献も求められる</u> 。	・ 「観光」や「国際交流」、「地方創生」の視点
の魅力を発信する事業・活動、障害者や外国人		多くの人に繰り返し鑑賞していただくこと(リ
にとってのバリアを取り除く取組を	【見直し内容】	<u>ピーターの獲得)に向けた視点</u>
「beyond2020 プログラム」として認証、ロゴマ	〇 文化芸術活動への支援策をより有効に機能させるため、アーツカウンシ	<u>からも十分に検討</u> を行うとともに、 <u>伝統芸能の保</u>
一クを付与し全国に展開する取組を、国と東京	ル機能 ^注 の連携・強化等を図る。	存・振興及び現代舞台芸術の振興・普及等の法人固
都が一体となって実施している。	〇 我が国の舞台芸術の魅力を世界に示し、インバウンド拡大への貢献を果	有の政策目標への貢献に繋がるような中期目標や指
	たすため、劇場施設の多言語化、外国人向けの体験型プログラム等の国際	<u>標を設定</u> すべきではないか。
	的な取組を強化	
	〇 新たな観客層の開拓に努め入場者数の増加を目指すとともに、企画内容	
	や広報、営業宣伝、ニーズの把握、関係団体との連携等に戦略的に取り組	
	む。	
	〇 劇場間の連携強化や業務・組織体制の整備、企画立案・広報機能の強化	
	注)専門家による助言、審査、評価等	

【文部科学省所管:(準)日本私立学校振興·共済事業団】

作品	主務大臣による見込評価/業務・組織の見直し内容	ユニットにおける主な議論
月泉尹涓守		ユーグドにおいる土な機能
	【見込評価】	
〇 私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育	〇 「学校法人等に対する経営支援・情報提供事業」の項目にお	〇 少子化の更なる進行による就学者の減少、それに伴う学
研究活動により、学校教育の発展に大きく貢献	いて、「少子化を背景として、学生総数の減少が見込まれるなど	校間の競争の激化などの私立学校を取り巻く環境の変化の
〇 今後、少子化の進行に伴い、個々の学校において	私立学校の経営環境が一層厳しくなることが予想されることか	中、事業団が行う「経営支援・情報提供事業」の重要性は
は、定員の充足が困難となるなど経営環境が一層厳	ら、支援体制の更なる充実が求められる」と記載	今後一層高まることが予想されることから、本法人が収
しさを増すものと見込まれる。		集・分析したグッドプラクティス等の各種情報を私立学校
	【見直しの背景・理由】	<u>に提供するなどの取組の充実を図る</u> とともに、その効果
	○ 教育へのアクセス向上や大学教育の質の向上、経営力強化が	を適切に評価するための指標を設定すべきではないか。
	掲げられた「経済財政運営と改革の基本方針2017」が閣議決定	
	O 18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境	
	が一層厳しくなるとの予想	
	【見直し内容】	
	○ 補助事業においては、教育研究の質の向上や高等教育へのア	
	クセス格差是正等に向けた総合的な私立大学等の支援方策を講	
	O 貸付事業においては、総貸付残高に対するリスク管理債権の	
	割合を抑制、学校法人のニーズに応じた利便性を向上	
	〇 経営支援・情報提供事業においては、事業横断的に支援出来	
	る体制の構築、私立学校の教育及び経営に関する各種情報の収	
	集と分析、グッドプラクティスを含むこれらの情報等を積極的	
	に私立学校に提供	
	〇 受配者指定寄付金事業・学術研究振興基金事業においては、	
	各種税制優遇制度の更なる周知、寄付金確保の取組の充実	

独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(概要)

目的

- 〇 平成 25 年の独立行政法人改革では、独立行政法人の政策実施機能の最大化のため、PDCAサイクルの強化や法人の自律的なマネジメントに必要な改革を実施。会計面では「財務報告のより一層の活用」が課題。
- このため、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会法制・公会計部会において、会計を巡る国際的な潮流も踏まえて、独立行政法人制度の根幹に立ち返って、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的な検討を行い、財務情報だけでなく非財務情報まで含めた「財務報告」に関する基本的な指針として取りまとめ。

「基本的な指針」の主なポイント

- 独立行政法人の特性等を踏まえて、「独立行政法人の成果」をより的確に示す情報提供が必要
 - ・ 独立行政法人の業績は、財務情報だけでは適正に評価できないため、非財務情報の提供が必要 (業務の成果と使用した資源との対比、法人の長による説明情報など)
 - ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断のため、過去情報だけでなく、<mark>将来情報の提供</mark>も重要 (業務運営上の課題・リスクと対応策など)
- 独立行政法人の財政状態や運営状況をより的確に示す情報提供が必要
 - ・独立行政法人の業績の評価に当たっては、業務の成果との対比情報として、「行政コスト」の提供が重要 (「行政コスト」=業務の成果を産み出すために要したフルコスト、行政コスト計算書と損益計算書の役割を明確化)
- 〇 「基本的な指針」は、独立行政法人会計基準の基礎にある前提や概念を体系化したもの。今回の概念整理を具体化す るため、今後、独立行政法人会計基準や関係通知(事業報告書等)の改訂作業が必要。

序章 「基本的な指針」の性格

- ・ 独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化。今後の独立行政法人会計基準及び関係通知の改訂等にあたっての基本的な指針。今後、独立行政法人制度の改革等必要に応じて見直し。
- ・ 広範囲の財務報告利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的財務報告

第1章 独立行政法人の特性

○ 独立行政法人制度の設計理念

- ・国の政策実施機能の実施主体として独立の法人格を付与
- ・公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はない が、民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるものを実施
- ・業務の質の向上・効率性、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図る

○ 設計理念から要請される主要な仕組み

- ・主務大臣が目標を定めて、独立行政法人の業績を評価
- ・国費による必要な財源措置と経営努力を促進するインセンティブの要請

○ 営利企業と比較した独立行政法人の特徴

- ・ 事務・事業の実施には国による一定の関与 (営利企業:企業独自の判断で意思決定が完結)
- ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源 措置を実施

(営利企業:自由な資金調達により利益獲得等を目的としたサービス提供を行う)

- ・ 出資者に対する剰余金の分配を予定していない (営利企業:出資割合に応じ剰余金を資本主に分配)
- ・ 財務情報だけでは成果情報が提供されない (営利企業:利益、売上等の財務情報がほとんど)

第2章 財務報告利用者及び財務報告の目的

○ 財務報告利用者と情報ニーズ

・独立行政法人の特性を踏まえ、財務報告利用者をサービス受益者、資金提供者、外部評価・監督者、法人内部利用者に整理 し、それぞれの権能から主な情報ニーズを整理

○ 財務報告の目的・機能

・法人の長の「説明責任目的」と財務報告利用者の「意思決定目的」に関して有用な情報を提供

〇 財務報告の範囲

- ・財務情報・非財務情報、過去/現在/将来の情報
- ・利用者の便益と情報の作成コストを踏まえて提供

第2章 財務報告利用者及び財務報告の目的(続き)

- 財務報告で提供される情報
 - ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する 情報

法人の長の理念等 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

* 業績の適正な評価に資する情報

業績の適正な評価の前提情報 業務の成果と使用した資源との対比 予算と決算との対比

・ 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報 財務諸表、法人の長による説明情報 内部統制の整備・運用に関する情報

第3章 財務諸表の構成要素

- 〇 財務諸表の役割及び体系
 - ・独立行政法人の財政状態:貸借対照表
 - ・独立行政法人の運営状況:
 - 行政コスト計算書: 行政コストの状況、フルコスト情報の提供源
 - 損益計算書: 損益の状況、インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報を提供
 - ・独立行政法人の財政状態と運営状況の関係:純資産変動計算書
 - ・独立行政法人のキャッシュ・フローの状況:キャッシュ・フロー計算書
- 〇 財務諸表の構成要素
 - ・「資産」過去の事象の結果として独立行政法人が支配している現在 の資源であり、独立行政法人のサービス提供能力又は経済 的便益を生み出す能力を伴うもの
 - ・「負債」過去の事象の結果として独立行政法人に生じている現在の 義務であり、その履行により独立行政法人のサービス提供 能力の低下又は経済的便益を減少させるもの
 - ・「純資産」資産から負債を控除した額に相当するものであり、独立 行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生し た剰余金から構成されるもの

・「行政コスト」サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたもの

独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコスト、国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格

- ・「費用」サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたもの
- ・「収益」サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたもの
- ・「利益」費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の 取崩額を加えたもの 財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての 性格

独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針

平成 29 年 9 月 1 日

独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制·公会計部会

目 次

		頁
序章		1~3
第1章	独立行政法人の特性	4~11
第2章	財務報告利用者及び財務報告の目的	12~31
第3章	財務諸表の構成要素	32~49
付録		50

序章

設定の趣旨と経緯

- 1 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政に おける企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一 方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフ オーマンスを向上させることを目的として導入された。
- 2 独立行政法人は、国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげた一方、様々な問題点が指摘されたことから、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人改革の集大成として「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「平成25年閣議決定」という。)が取りまとめられた。
- 3 平成 25 年閣議決定に基づき、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」 (平成 26 年法律第 66 号。以下「平成 26 年改正通則法」という。)が平成 27 年 4 月から施行されており、これらを踏まえて当面の実務上の課題に対応するた め、独立行政法人会計基準の改訂が平成 27 年 1 月に行われた。
- 4 改訂された独立行政法人会計基準では、平成 25 年閣議決定において「法人に おける管理会計の活用等により自律的なマネジメントの実現を図る」とされて いることを踏まえ、独立行政法人の会計に管理会計的な発想を取り入れること を検討し、「会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献する」ために、業務達 成基準の原則適用を求めることとしたところである。
- 5 その一方で、独立行政法人会計基準の改訂にあたって、実務上の課題への対応 を優先してきたため、以下のような独立行政法人の会計制度を取り巻く環境の 変化に伴う様々な課題が指摘されたものの、解決策が必ずしも十分に反映され ていなかった。
 - ・ 特殊法人等の独立行政法人化によって、国の財源措置のみに依存せず 多種多様な業務を実施する法人の存在も踏まえて、平成 15 年に独立行 政法人会計基準の改訂が行われたものの、理論的・体系的な整理は十分

に行われていないのではないか。

- ・ 独立行政法人の会計は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)により「原則として企業会計原則」とされているため、国際財務報告基準とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改定の動向も踏まえた検討が必要ではないか。
- ・ 独立行政法人の特性から生じる固有の取引に関する概念を整理するに あたり国際公会計基準も参考になるが、独立行政法人の会計制度の枠組 みを構築していた当時は、国際公会計基準自体が作成途上にあったた め、改めて検討が必要ではないか。
- 6 PDCA サイクルの強化、自律的なマネジメントといった平成 25 年閣議決定の 改革の成果を十分に発揮するためには、国民その他の利害関係者が独立行政法 人の財務報告をより一層活用することが求められている。

このため、独立行政法人の会計制度を取り巻く環境の変化に伴う課題も踏まえて、独立行政法人制度の根幹に立ち返った理論的・体系的な整理を行い、財務情報のみならず、非財務情報も含めた独立行政法人の「財務報告」の在り方を整理する必要がある。

7 以上の課題等について、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームでは、平成27年11月9日から平成29年6月20日までの合計10回の会合を開催し検討を重ね、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(以下「本指針」という。)として取りまとめ、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において平成29年8月30日に、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において平成29年9月1日にそれぞれ了承を得た。

本指針の性格と取扱い

- 8 本指針は、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものである。また、今後の独立行政法人会計基準及び関係通知の改訂等にあたっての基本的な指針を提示するものであり、独立行政法人会計基準及び関係通知に定められていない財務報告上の論点を取り扱う際に参照されるものである。
- 9 本指針は、今後、独立行政法人制度の改革が行われた場合など、必要に応じて 見直されるものである。

10 本指針では、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念として、第1章 で独立行政法人の特性を説明する。その上で、第2章では、財務報告利用者及び 財務報告の目的を整理し、さらに財務報告の範囲及び財務報告で提供される情 報を説明する。

また、財務報告で提供される基本的な情報を表すものとして、第3章で財務諸表とその構成要素を説明する。

なお、本指針では、独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の 基準については、本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準 において定めることとした。

本指針が対象とする財務報告

- 11 本指針は、広範囲の財務報告利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的 財務報告を対象としており、特別目的財務報告を含めていないが、特定の情報ニ ーズを満たす財務報告の作成を要求できない利用者に対しても一定範囲の報告 を果たすことができる。
- 12 独立行政法人の財務報告のうち、連結財務諸表の取扱いについては、独立行政 法人会計基準において定めることとした。

第1章 独立行政法人の特性

目 次

	頁
独立行政法人制度の設計理念	5
独立行政法人制度の設計理念から要請される主要な仕組み	5
株式会社等の営利企業と比較した独立行政法人の特徴	6
財源構造の違いを踏まえた独立行政法人の分類	7
結論の背景	8~11

独立行政法人制度の設計理念

- 1.1 独立行政法人とは、国の政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、国の事務・事業のうち一定のものの実施主体として、独立の法人格を付与することとして創設された制度によって設立された法人である。
- 1.2 独立行政法人は、公共性の高い事務・事業のうち、国が自ら主体となって直接 実施する必要はないが、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないお それがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果 的かつ効率的に行わせる法人として制度設計されている。
- 1.3 独立行政法人は、業務の質の向上・効率性、自律的な業務運営の確保、業務の 透明性の確保を図る仕組みとして制度設計されている。

独立行政法人制度の設計理念から要請される主要な仕組み

- 1.4 独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを十分に機能させるため、以下のような仕組みが設けられてい る。
 - ・ 独立行政法人が担う国の政策実施機能を最大化するため、主務大臣が 目標を定めて業務の有効性・効率性等の観点から独立行政法人の業績を 評価すること
 - ・ 独立行政法人の業務の透明性を確保するため、法人の長は主務大臣が 定めた目標の達成状況に対する説明責任を果たすこと
- 1.5 独立行政法人が法人の長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な業務運営 を行い最大限の成果を上げていくため、以下のような仕組みが設けられている。
 - ・ 独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とした業務運営を行わないため、国の予算制度の下、税金等の国費による必要な財源措置が行われること
 - ・ 独立行政法人の自律的な業務運営を確保するため、経営努力を促進するインセンティブを機能させること
 - ・ 独立行政法人への財源措置とインセンティブの要請とのバランスを調

整すること

株式会社等の営利企業と比較した独立行政法人の特徴

1.6 独立行政法人の会計は、独立行政法人通則法により「原則として企業会計原 則」とされるものの、以下の特徴を有するため株式会社等の営利企業とは異なる 取扱いをする必要がある。

事務・事業の実施には国による一定の関与を受ける

1.7 独立行政法人は、政策の企画立案主体としての国と密接不可分の関係にある ため、事務・事業の実施は主務大臣から与えられた国の政策体系における法人の 位置付け及び役割(以下「ミッション」という。)に基づき行われるが、営利企 業では、所有と経営の分離を前提に、企業独自の判断で経営に関わる意思決定が 完結する。

国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する

- 1.8 独立行政法人は必ずしも独立採算制を前提とせず、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を行うため、国からの出資や運営費交付金、施設費等の財源措置が行われる。
- 1.9 独立行政法人は、自由な資金調達により利益獲得等を目的としたサービス提供を行う営利企業とは異なる財源構造を有する。
- 1.10 独立行政法人では、国が所要の予算上の手当を行うことを原則としており、資 金調達には一定の制限が設けられている。

出資者に対する剰余金の分配を予定していない

1.11 営利企業では、出資割合に応じて剰余金を資本主に分配するが、独立行政法人に剰余金が生じた場合には、サービス提供に必要なもの以外は国庫へ納付するため、利益処分の仕組みが異なる。

財務情報だけでは成果情報が提供されない

1.12 営利企業の成果情報のほとんどは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるが、このような財務情報は必ずしも独立行政法人にとっての成果情報とはならない。

- 1.13 独立行政法人の成果情報には、サービスの提供の確実な実施がなされたか、またはサービスの提供がどの程度なされたかという点に着目した情報が含まれる。 このため、独立行政法人の成果情報には、財務情報のみならず、非財務情報も含まれる。
- 1.14 独立行政法人の損益の対応関係は、基本的にはサービスを提供するための費用 とそれを賄う財源としての収益という関係にあり、営利企業のような収益を獲得 するために費消した費用という関係とは異なる。

財源構造の違いを踏まえた独立行政法人の分類

1.15 本指針では、主に「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める 独立行政法人」を念頭に、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を整 理している。

他方で、独立行政法人の財源構造の違いに着目して、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」の存在も踏まえた検討が必要である。具体的には、第2章で財務報告利用者及びその情報ニーズに一部違いがあることを整理し、第3章で財源構造の違いに起因する成果情報の考え方及び利益の性格を整理し、独立行政法人の特徴についても一部修正を加えている。

しかしながら、独立行政法人の特性のほとんどは変わりないことから、一部の 修正は必要あるものの、本指針の整理は財源構造の違いによらず当てはまるもの である。

結論の背景

はじめに

BC1.1 本章では、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提として、独立行政法人制度と独立行政法人会計基準の創設時からの経緯を踏まえて「独立行政法人の特性」を整理した。

独立行政法人制度と独立行政法人会計基準の経緯

- BC1.2 独立行政法人制度創設時には、「独立行政法人会計基準の設定について」(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会公表。以下「会計基準前文」という。) において、以下のような整理を行い、独立行政法人制度の前提や財務構造等の特性を考慮した上で、独立行政法人会計基準が策定された。
 - ・ 独立行政法人とは、国民の需要に即応した効率的な行政サービスの提供を実現する、という行政改革の基本理念に立って、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、国の事務及び事業のうち一定のものの実施主体として創設された制度である。
 - ・ 独立行政法人が行う業務は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共 上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国 が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体 にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の 主体に独占して行わせることが必要であるもの」(独立行政法人通則法 第2条第1項)であり、独立行政法人はそのような業務を「効率的かつ 効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法 人」(中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第36条)とし て制度設計が行われている。
 - ・ 独立行政法人に企業会計原則を導入するに際しては、営利企業との制度の前提や財務構造等の違いを十分に考慮することが求められる。会計基準前文において、これらの違いが主に以下の諸点に存することが明記されている。
 - ✓ 独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、 独立採算制を前提としない

- ✓ 独立行政法人は政策の実施主体であり、政策の企画立案の主体 としての国と密接不可分の関係にあることから独立行政法人独自 の判断では意思決定が完結し得ない場合が存する
- ✓ 独立行政法人には、毎事業年度における損益計算上の利益(剰 余金)の獲得を目的として出資する資本主を制度上予定していない
- ✓ 独立行政法人に対する動機付けの要請と財政上の観点の調整を 図る必要がある
- ✓ 独立行政法人の制度設計の特徴の一つとして、中期目標・計画 の仕組みを導入した
- BC1.3 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定。以下「平成 13 年閣議決定」という。)に基づき、特殊法人等から独立行政法人化するものが あることを踏まえ、同計画において「国の予算措置の手法の多様化に伴い、『独立行政法人会計基準』について所要の見直しを行う。」との決定がなされた。

このため、独立行政法人会計基準研究会と財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会公企業会計小委員会との連携を図りつつ、両者の共同ワーキング・チームにおいて独立行政法人会計基準の検討を行い、独立行政法人化が予定 される特殊法人等の業務及び会計処理の実態を通じ、新たに独立行政法人とな る法人の行うこととなる業務の内容の把握に努めたところ、公共事業を実施す る法人、保険・共済事業のために多額の資金運用を行っている法人、研究開発資 金を供給する目的で民間企業等に出資を行う法人、国の財源措置に依存せず独 立採算で業務を実施する法人等、多種多様な業務の実施が予定されているほか、 国から多様な財源措置の方法が予定されていることを認識するに至った。

独立行政法人制度創設当初の独立行政法人会計基準では、国の機関から独立 行政法人に移行し、主に研究開発や検査等の業務を行う独立行政法人を念頭に 策定されているため、国からの多様な財源措置が採られることを前提としてい ない等により、財務報告目的が十分には達せられない場合も生じうることが確 認されたため、平成 15 年の独立行政法人会計基準の改訂において、貸倒引当金 の計上方法や連結会計の基準等を踏まえた見直しを行った。

なお、平成 13 年閣議決定に基づき、平成 15 年 10 月以降、順次 38 の特殊法 人及び認可法人が 36 の独立行政法人へ移行した。

BC1.4 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 37 号。以下「平成 22 年改正通則法」という。)が平成 22 年 11 月から施行され、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する

重要な財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、その不要財産を処分しなければならないものとし、当該不要財産が政府からの出資又は支出に係るものについては国庫に納付し、政府以外の者からの出資に係るものについては当該出資者に払い戻すこと等の制度改正が行われた。

平成 22 年の独立行政法人会計基準の改訂では、平成 22 年改正通則法に基づき、独立行政法人において不要財産の国庫納付等を行う場合の資本金等の減少に係る会計処理が規定された。

BC1.5 独立行政法人制度創設から 10 年以上経過したところで、国の政策を実現するための実施機関として、独立行政法人は各方面で成果を上げた一方、様々な問題点が指摘されたことを踏まえ、独立行政法人改革の集大成として、平成 25 年閣議決定が取りまとめられ、本閣議決定を踏まえて平成 26 年改正通則法が平成 27年4月から施行された。

今回の独立行政法人改革の主な目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることであった。この改革の目的を達成するために、主務大臣が独立行政法人に的確かつ明確な目標を与え、主務大臣自らによる評価を行い、独立行政法人はその評価結果を踏まえた業務改善を行う等のPDCAサイクルの強化が求められるとともに、独立行政法人自らの経営改善・合理化努力を十分に引き出し、主体的な経営努力

平成 27 年の独立行政法人会計基準改訂では、平成 25 年閣議決定及び平成 26 年改正通則法に基づき、セグメント情報の開示や運営費交付金の収益化基準等の見直しを行った。

が促進されるようなインセンティブを与える仕組みを整備することが必要とさ

れた。

なお、独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、従来の制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されていたことから、今回の改革において、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じて法人を分類することとされた。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人として3つに分類することとした。

ただし、これらの分類を設けたものの、独立行政法人会計基準を検討するための独立行政法人の特性のほとんどに変わりないことから、法人分類ごとに独立行政法人会計基準は設定されなかった。

独立行政法人の利益処分の仕組み

BC1.6 独立行政法人の利益処分は、独立行政法人通則法第 44 条の定めに基づき行われる。

独立行政法人の損益計算の結果として利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお利益の残余があるときは、その残余の額を積立金として整理する。

ただし、独立行政法人の自律的な業務運営を確保するため、経営努力を促進するインセンティブを与える仕組みが存在しており、利益の残余がある場合には、経営努力によるものとして主務大臣の承認を得た額については、これを目的積立金として積み立て、サービス提供に必要なものとして中期計画又は中長期計画で定める剰余金の使途に充てることができる。

また、中期目標、中長期目標又は年度目標(以下「中期目標等」という。)の 期間の終了時の積立金は、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する 事項を定める法律(以下「個別法」という。)の定めに従い、国庫納付や、次期 中期目標等期間への繰越積立金等として処分されることになる。

なお、独立行政法人に損失が生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不 足する場合には、繰越欠損金が生じることとなる。

特殊法人等の独立行政法人化による影響

BC1.7 独立行政法人制度は、主に「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を念頭に設計されているが、特殊法人等の独立行政法人化によって、国の財源措置に依存せず、独立採算で業務を実施する法人等も踏まえた見直しがなされたことから、現在では「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」も存在しているため、このような法人の存在も踏まえて独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を整理する必要がある。

第2章 財務報告利用者及び財務報告の目的

目 次

	頁
財務報告利用者	13
財務報告利用者の情報ニーズ	13
財務報告の目的・機能	15
財務報告の範囲	15
財務報告で提供される情報	15
公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの 判断に資する情報	16
業績の適正な評価に資する情報	17
財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報	18
結論の背景	19~31

財務報告利用者

- 2.1 本指針では、独立行政法人の特性を踏まえ、財務報告利用者とその代表的な利用者を以下のように整理した。
 - ・ サービス受益者
 - ✓ サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者
 - · 資金提供者
 - ✓ 納税者、債権者、独立行政法人の予算・決算のプロセスに携わる者(国会、主務大臣、関係府省等)
 - · 外部評価·監督者
 - ✓ 主務大臣、独立行政法人評価制度委員会、会計検査院、国会
 - 法人内部利用者
 - ✓ 法人の長、理事、監事、職員
- 2.2 具体的にどのような代表的な利用者が存在するかは、提供するサービスの内容や財源構造等に応じて、独立行政法人ごとに異なる。

例えば、サービスを直接的に受益する者は、一般的に対価を支払うことが多く、この場合には、資金提供者としての側面を有する。

また、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法 人」のうち、個別法において長期借入金又は債券発行が認められている法人で は、債権者が代表的な利用者として存在する。

財務報告利用者の情報ニーズ

2.3 本指針では、独立行政法人の代表的な利用者ごとに、主な情報ニーズを以下のように整理した。

サービス受益者

- ・ サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果 を間接的に受益する者
 - ✓ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に活用
 - ✓ 独立行政法人の業務運営が効果的かつ効率的に行われているかの評価に活用

- ✓ 独立行政法人が提供するサービスや財務状況の把握に活用
- ✓ 適正な業務運営に基づく対価が設定されているか、もしくは引き続きサービスの提供を受けるべきかの判断に活用

資金提供者

- 納税者
 - ✓ 将来的な国民負担が増えないかの判断に活用
 - ✓ 独立行政法人の業務運営が効果的かつ効率的に行われている か、もしくは意図した通りに支出されているかの評価に活用
 - ✓ 独立行政法人が提供するサービスや財務状況の把握に活用
- 債権者
 - ✓ 独立行政法人が発行する債券や独立行政法人への融資に対する 元利償還能力についての評価に活用
- ・ 独立行政法人の予算・決算のプロセスに携わる者(国会、主務大臣、 関係府省等)
 - ✓ 独立行政法人の予算・決算のプロセスにおいて、法人の財政運営を確認し、そのプロセスにおける各種判断に活用

外部評価·監督者

- 主務大臣
 - ✓ 独立行政法人の目標策定や評価等に活用
 - ✓ インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力や重要な財産の処分にあたっての判断に活用
- 独立行政法人評価制度委員会
 - ✓ 主務大臣による独立行政法人への目標策定や評価等について、 必要な意見を述べるにあたっての判断に活用
- 会計検査院
 - ✓ 独立行政法人の会計に対する正確性、合規性、経済性、効率性、 有効性等の観点からの検査に活用
- 国会
 - ✓ 独立行政法人の個別法の改正等の審議にあたって、調査審議の 参考として活用

法人内部利用者

- 法人の長、理事及び監事
 - ✓ 独立行政法人の業務運営に関する意思決定に活用

- 職員
 - ✓ 財務報告を通じて勤務先の実態を把握し、業務の改善に活用

財務報告の目的・機能

- 2.4 独立行政法人の財務報告は、法人の長の説明責任目的と財務報告利用者の 意思決定目的に関して有用な情報を提供するものである。
- 2.5 財務報告利用者の情報ニーズを満たす財務報告は、法人の長の立場からは 説明責任を履行する機能を果たすものであり、財務報告利用者の立場からは 意思決定に資する情報を提供する機能を果たすものである。

財務報告の範囲

2.6 独立行政法人が公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を行うことや、財務情報だけでは成果情報が提供されないという特性を有することを踏まえれば、独立行政法人の財務報告には、財務情報のみならず、非財務情報も含める必要があり、また過去・現在・将来の時点を踏まえた情報提供が有用となる。

独立行政法人の財務報告で提供される情報には、財務報告の基本的な情報である財務諸表や、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれると整理した。

財務報告利用者は、独立行政法人の財務報告が、財務報告利用者が求める 全ての情報ニーズを満たすものではないことや、財務報告が利用者の便益と 情報の作成コストとを踏まえて提供されることなど、財務報告の限界にも留 意する必要がある。

2.7 非財務情報は、企画立案機能と実施機能を分けた独立行政法人制度を踏ま えれば、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標の下で、独立 行政法人が実施する事務・事業に係る情報となる。

財務報告で提供される情報

- 2.8 本指針では、財務報告利用者及び財務報告の目的を踏まえ、財務報告で提供すべき情報を以下の項目として整理した。
 - ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報
 - ✓ 法人の長の理念等
 - ✓ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - ✓ 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
 - 業績の適正な評価に資する情報
 - ✓ 業績の適正な評価の前提情報
 - ✓ 業務の成果と使用した資源との対比
 - ✓ 予算と決算との対比
 - 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報
 - ✓ 財務諸表
 - ✓ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
 - ✓ 内部統制の整備・運用に関する情報

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報

2.9 ガバナンスやリスクマネジメント、将来予測情報など、独立行政法人の持続的なサービスの提供や事務・事業の実施機能の最大化に影響を与える情報は、財務報告利用者にとって有用な情報であり、主に以下の内容から構成される。

法人の長の理念等

2.10 独立行政法人は、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標に加えて、これらを法人の長がどのように達成していくか、法人の長の運営に関するビジョンも含めた理念等に関する情報を提供すべきである。

持続的に適正なサービスを提供するための源泉

2.11 独立行政法人は、持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤 を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本 等に関する情報を提供すべきである。

業務運営上の課題・リスク及びその対応策

2.12 独立行政法人は、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に 影響する業務運営上の課題に加えて、目標の達成を阻害する要因となるリス クや財務に係るリスク等に関する情報を、その対応策も含めて提供すべきで ある。

業績の適正な評価に資する情報

2.13 独立行政法人に対する評価の実効性を確保するために有用な、独立行政法人の業績の適正な評価に資する情報は、主に以下の内容から構成される。

業績の適正な評価の前提情報

2.14 独立行政法人は、事業の概要に加えて、サービス受益者等が理解可能な事業スキームや、資金フローなど、業績の適正な評価の前提情報を提供すべきである。

業務の成果と使用した資源との対比

- 2.15 本指針では、独立行政法人の財務報告における業績に関連して、インプットや、アウトプット、アウトカムを以下のように定義した。
 - ・ インプットとは、独立行政法人がアウトプットを提供するために使用 した資源をいう。
 - ・ アウトプットとは、独立行政法人が提供したサービスをいう。
 - ・ アウトカムとは、独立行政法人の活動の結果、国民生活及び社会経済 に及ぼした影響や効果をいう。
- 2.16 財務情報だけでは成果情報が提供されないという独立行政法人の特性を 踏まえれば、財務情報だけで業績の適正な評価ができるものではなく、セグ メント(もしくは、より詳細な単位)ごとに、アウトプット情報とインプッ ト情報とを対比した情報や、アウトカム情報とインプット情報とを対比した 情報も提供すべきである。

また、独立行政法人は、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた 目標を達成するために、計画的に業務を実施していることから、業績の適正 な評価にあたっては、業績と業績に係る目標とを対比した情報も提供すべき である。 なお、独立行政法人の業績は、他法人との比較が馴染まないことが多いため、過年度の業績も踏まえた情報の提供が有用となる。

2.17 アウトプット情報やインプット情報を定量的に表すことができる事業であっても、法人の長がどのように考えているかという説明情報など、定量的情報を補足する定性的情報を提供すべきである。

予算と決算との対比

2.18 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施するという独立行政法人の特性を踏まえ、財務情報の透明性や説明責任の観点から、独立行政法人は、予算と決算との対比に関する情報を提供すべきである。

財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

2.19 独立行政法人の財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報として は、第3章で説明する財務諸表が基本的な情報となるが、その他、法人の長 による財政状態及び運営状況の概要や分析結果等に関する説明情報、独立行 政法人の財務報告の信頼性を担保する内部統制の整備・運用に関する情報等 も提供すべきである。

結論の背景

はじめに

BC2.1 独立行政法人の財務報告は、どのような財務報告利用者を想定するかにより、 財務報告の目的等の結論が変わり得るため、本章では、財務報告利用者及びその 情報ニーズを整理した上で、財務報告の目的や財務報告の範囲等を整理した。

財務報告利用者

- BC2.2 本章では、独立行政法人の財務報告利用者とその代表的な利用者を網羅的に 整理するために、独立行政法人の特性に加えて、財務報告の基礎にある前提や概 念の整理に関する国際的な動向等も踏まえた検討をすることとした。
- BC2.3 具体的には、財務報告の基礎にある前提や概念の整理に関する国際的な動向等を踏まえると、財務報告利用者は機能等の観点から分類されていると考えられることから、市民グループ、投資者グループ、立法機関グループ、監督機関グループ、及び内部管理者グループに5分類しつつ、これに独立行政法人の特性も踏まえた修正を加えることで独立行政法人における財務報告利用者を以下のように理論的に4分類することとした。
 - ・ サービス受益者
 - 資金提供者
 - 外部評価・監督者
 - 法人内部利用者
- BC2.4 市民グループについて、独立行政法人の特性を踏まえると、財務報告利用者には、国民、メディア、研究者等のほか、在留外国人や、海外におけるサービス享受者等が含まれると整理できる。

このうち、国民は、独立行政法人の業務運営の財源である運営費交付金や補助 金等が税金を原資としているため、納税者(将来的に納税者となり得る者を含 む)としての立場から、「資金提供者」として整理できる。

同様に国民は、独立行政法人が提供するサービスを受益する者としての立場から、「サービス受益者」としても整理できる。特に、独立行政法人が提供するサービスは公共的な性格を有するサービスであることから、直接的にサービス

を受益する者だけでなく、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益 する者も含まれる。

なお、直接的にサービスを受益する者は、一般的に対価を支払うことが多いが、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者については納税者としての負担はあっても、直接の対価の支払いを行うことはない。

BC2.5 投資者グループについて、独立行政法人の特性を踏まえると、財務報告利用者には、債券を発行する独立行政法人における債券購入者や、財政投融資の融資元といった債権者が含まれると整理できる。

債権者は、独立行政法人の業務運営の財源を提供することから、「資金提供者」 として整理できる。

BC2.6 立法機関グループについて、独立行政法人の特性を踏まえると、財務報告利用者として、国会が含まれると整理できる。

国会は、国家予算・決算の承認プロセスにおいて重要な役割を担っており、そのプロセスを経て独立行政法人の業務運営の財源である運営費交付金や施設費等が措置されることを踏まえると、「資金提供者」としての役割を担っていると整理できる。

また、国会は、独立行政法人が実施する業務の新設・改廃を伴う個別法等の法律案を審議することを踏まえると、「外部評価・監督者」としても整理できる。

BC2.7 監督機関グループについて、独立行政法人の特性を踏まえると、財務報告利用者には、主務大臣や、独立行政法人評価制度委員会、会計検査院が含まれると整理できる。

独立行政法人には自律的な業務運営が求められており、その観点から主務大臣による関与は必要最小限のものとされている。

主務大臣は、独立行政法人に対して与えた目標の達成状況を踏まえて、業務運営の状況を事後評価するとともに、関係府省とも調整・協議の上で、独立行政法人に対する国の予算措置について予算要求を行うため、独立行政法人の予算・決算プロセスにおいても重要な役割を果たしていることから、「外部評価・監督者」及び「資金提供者」として整理できる。

また、独立行政法人評価制度委員会は、平成 25 年閣議決定及び平成 26 年改 正通則法によって設置された第三者機関であり、主務大臣の目標策定、業績評価、業務及び組織の見直しに対して必要な意見を述べるほか、特に必要と認められる場合には内閣総理大臣に対して意見具申を行うことができることとされており、「外部評価・監督者」として整理できる。 会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしていることから、「外部評価・監督者」として整理できる。

BC2.8 内部管理者グループについて、独立行政法人の特性を踏まえると、財務報告利用者には、法人の長、理事、監事、職員が含まれると整理できる。

法人の長、理事及び監事に加えて、職員は財務報告を通じて独立行政法人の実態を把握することで、業務の改善等に役立てることができるため、「法人内部利用者」として整理できる。

財源構造の違いを踏まえた財務報告利用者

BC2.9 第1章では、独立行政法人の財源構造の違いに着目して、「業務運営の財源の 大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」に加えて、「業務運営の 財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」の存在も踏まえた 検討が必要であると整理した。

> このため、本章では、独立行政法人の財源構造の違いを踏まえた代表的な利用 者の考え方を示すこととした。

BC2.10 本章では、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政 法人」の特徴を踏まえれば、直接的にサービスを受益する者は一般的に対価を支 払うことが多いことから、この場合には「資金提供者」としての側面を有するこ とになり、また設備資金を交換取引による対価収入から支弁しており、個別法に おいて長期借入金又は債券発行が認められている法人については、債権者が代 表的な利用者として存在することになるものと整理した。

財務報告利用者の情報ニーズ

BC2.11 本章では、財務報告利用者の整理と同様に、独立行政法人の特性に加えて、財務報告の基礎にある前提や概念の整理に関する国際的な動向等も踏まえて、代表的な利用者ごとに主な権能を整理し、その上で権能から考えられる主な情報ニーズを検討することとした。

本章では、独立行政法人の特性を踏まえて財務報告利用者ごとの主な権能を、

以下のとおり整理した。

サービス受益者

BC2.12 サービス受益者の主な権能には「安定的なサービス提供や対価の妥当性の判断」や、「将来、サービスを利用するか否かの判断」、「サービスの対価としての資金提供」をすることが考えられる。

資金提供者

BC2.13 納税者の主な権能には「納税を通じた資金提供」が考えられ、債権者の主な権能には「取引(債券購入や融資等)の意思決定」をすることが考えられる。

また、独立行政法人の予算・決算のプロセスに携わる者(国会、主務大臣、関係府省等)の主な権能には、「予算、決算等のプロセスにおける判断」をすることが考えられる。

外部評価・監督者

BC2.14 主務大臣の主な権能には「独立行政法人通則法に基づき、目標策定や評価等」 をすることが考えられ、独立行政法人評価制度委員会の主な権能には「独立行政 法人通則法に基づき、独立行政法人の目標や評価等に関して主務大臣に必要な 意見陳述」をすることが考えられる。

また、会計検査院の主な権能には「独立行政法人の会計の検査及び検査の結果に基づく改善処置の要求等」が考えられ、国会の主な権能には「独立行政法人に関連する法律の制定等」が考えられる。

BC2.15 独立行政法人には、債券を発行している法人等を除き、基本的に情報仲介者 (例えば、格付・評価機関、アナリスト)が存在しない。

ただし、財務報告利用者のうち、納税者やサービス受益者としての国民と比較して、外部評価・監督者は、独立行政法人に関するより詳細な情報の入手が可能であり、より独立行政法人の近くに位置することから、財務報告を利用して独立行政法人の評価等を行い、その結果を国民等に対して発信することで財務報告の理解を促進させる情報仲介の機能を有するものと整理できる。

法人内部利用者

BC2.16 法人の長、理事、監事の主な権能には、法人の長が「業務を総理」し、役員が「担当業務を管理又は監査」することが考えられる。

また、職員の主な権能には「法人の業務実施の担い手」となることが考えられる。

財務報告の目的・機能

BC2.17 財務報告は、それ自体が目的ではなく、財務報告利用者にとって有用な情報を 提供することにあると考えたことから、財務報告利用者及びその情報ニーズを 踏まえることで、財務報告の目的・機能を整理した。

財務報告で提供される情報

- BC2.18 本章では、独立行政法人の特性を前提とした財務報告利用者及び財務報告の 目的等を踏まえて、独立行政法人の財務報告で提供される情報を整理すること とした。
- BC2.19 独立行政法人が提供するサービスは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なサービスであり、持続的にサービスが提供されることによって国民生活及び社会経済の安定等が図られるものと考えられる。

また、主務大臣は、中期目標等期間の終了時に独立行政法人の業務及び組織の 見直しを検討することや、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による独立 行政法人への目標策定や評価等について必要な意見を述べることから、独立行 政法人が提供するサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報が必要 になるものと考えられる。

このため、サービス受益者や、主務大臣、独立行政法人評価制度委員会をはじめとした財務報告利用者にとって、「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」が重要になる。

BC2.20 独立行政法人は財務情報だけでは成果情報が提供されないため、財務情報だけでは独立行政法人の業績を適正に評価できるものではなく、非財務情報も利用して評価する必要がある。

例えば、特定の目標期間において、「利益」が生じていたとしても、成果という業績に着目すると、非財務情報として示された目標を下回っている場合も想定される。この場合、財務情報だけに着目して「利益」が出ているという一面だけで評価することは、誤った評価結果へ誘導されるおそれがあると考えられる。このため、サービス受益者や、納税者、主務大臣、独立行政法人評価制度委員

会をはじめとした財務報告利用者にとって、独立行政法人の「業績の適正な評価 に資する情報」が重要になる。

BC2.21 独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を行い、業務の質の向上・効率性、自律的な業務運営の確保とともに、業務の透明性の確保を図る仕組みとして制度設計されている。

本章では、財務報告利用者の情報ニーズを踏まえれば、資金、サービス提供のための資産、繰越欠損金又は債務超過の状況といった財政状態に関する情報に加えて、サービスを提供するために使用したコストや、利益、自己収入等といった運営状況に関する情報が求められるものと考えた。

このため、財務報告利用者にとって、独立行政法人の「財政状態及び運営状況 の適切な把握に資する情報」が重要になる。

BC2.22 本章では、独立行政法人の財務報告で提供される情報について、「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」、「業績の適正な評価に資する情報」、「財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報」ごとに、独立行政法人が提供すべき主な項目を示すこととした。

ただし、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独立行政法人の特性を踏まえれば、項目ごとの具体的な内容までは特定せず、独立行政法人の判断に委ねるべきと考えた。

以上を踏まえ、本章では、財務報告で提供すべき項目ごとの具体的な内容までは特定しないものの、独立行政法人がどのような情報を提供すべきか判断の助けとなる情報を示すことが、財務報告利用者にとって有用と考えた。

このため、財務報告で提供される情報について、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべきもの、または共通して提供すべきものという観点を含め、具体的な内容を示すこととした。

なお、財務報告で提供される情報は、独立行政法人が実施する事務・事業の内容や、法人を取り巻く環境の変化等も踏まえて定めるべきものであり、ここに示した項目及びその内容のみが有用なものとは限定していない。

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報

BC2.23 サービス受益者や、主務大臣、独立行政法人評価制度委員会をはじめとした財務報告利用者にとって、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報は、以下の項目から構成されるものと整理した。

- ・ 法人の長の理念等
- ・ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- ・ 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

法人の長の理念等

BC2.24 法人の長は、主務大臣から与えられた目標をどのように達成していくか、ミッションを踏まえ、ビジョンを持ち、目標期間中の業務に取り組むものと考えられる。

本章では、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資するため、法人の長の理念等に関する情報として、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標に加えて、これらの達成に向けて描く法人の長の運営に関するビジョン等の情報が、独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

なお、法人の長は、高度な知識・経験を有する者であって、業務を適正かつ効率的に運営することができる者を主務大臣が任命するとされており、法人の長の理念等は、そのような知識・経験等も踏まえつつ提供すべきものと整理した。

持続的に適正なサービスを提供するための源泉

BC2.25 独立行政法人は、その業務の実施を国から任されるに足るだけのサービス提供のための強みや基盤を有していると考えられる。

また、法人の長は、持続的にサービスを提供していくために、その強みや基盤 を維持し、必要に応じて新たに産み出していく責務を有しているとも考えられ る。

本章では、財務報告利用者にとって、持続的に適正なサービスの提供を可能と する強みや基盤を維持・創設していくための源泉として、以下のような情報を独 立行政法人の実態を踏まえて提供すべきものと整理した。

- 人的資本
- 知的資本
- 設備資本
- 財務資本
- 組織体制 など
- BC2.26 持続的に適正なサービスを提供するための源泉には、例えば以下のようなものが想定される。

- ・ 法人の役員が法人運営にあたって果たすべき役割、期待される貢献内 容
- ・ 研究開発を実施する独立行政法人において、高水準の研究開発を実施 する上での組織体制 (研究開発体制)

業務運営上の課題・リスク及びその対応策

BC2.27 法人の長は、公共性の高いサービスを持続的に提供するため、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標等に基づき業務運営上の課題・リスクを識別・評価し、対応することが求められる。

本章では、財務報告利用者にとって、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する業務運営上のリスクとして、以下のような情報を独立行政法人の実態を踏まえた上で、リスクへの対応策も含めて提供すべきものと整理した。

- 目標の達成を阻害する要因となるリスク
- 財務に係るリスク
- ・ 独立行政法人の事務・事業に特有の法的規制等
- ・ 重要な訴訟事件等 など
- BC2.28 目標の達成を阻害する要因となるリスクには、例えば以下のようなものが想 定される。
 - ・ 施設建設を重要な目標としている法人において、市場環境の変化による資材の高騰は、目標期間中の安定的な資材調達を困難にすることから、目標の達成を阻害する要因になると考えられる。
 - ・ 施設の管理運営事業を主たる目的としている独立行政法人において、 地震や火災、津波等の予想できない災害は目標の達成を阻害する要因に なると考えられる。
- BC2.29 業務運営上のリスクのうち、特に財務に係るリスクについて、目標期間における予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画を中期計画、中長期計画又は事業計画(以下「中期計画等」という。)に添付することが法令上求められている現状を踏まえると、目標期間を超える中長期の財務リスク(将来的に国民に予期せざる財務上の負担が生じる可能性)を有している独立行政法人については、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報として「中長期的な財務予測」を提供すべきものと整理した。

- BC2.30 中長期的な財務予測に関する情報の内容は、独立行政法人が抱える中長期の財務リスクに応じて決まると考えられるが、独立行政法人ごとに中長期の財務リスクが異なることから、提供する内容や期間を一律に定めることはできない。ただし、中長期的な財務予測は、予測の前提条件次第で結果が大きく変わる可能性があることから、予測の前提条件は独立行政法人に共通して提供すべき情報と整理した。
- BC2.31 中長期の財務リスクが存在する事業には、例えば以下のようなものが想定される。
 - ・ 独立行政法人が特定の加入者から保険料を集め、将来の年金給付等に 備えて保険料を運用しつつ、年金等を給付する事業
 - ・ 債券の償還又は長期借入金の返済原資として自己収入を充てている事 業
 - ・ 独立行政法人が保有する大規模施設の管理運営事業
 - ・ 繰越欠損金の計画的解消が目標に記載されている事業

業績の適正な評価に資する情報

- BC2.32 サービス受益者や、納税者、主務大臣、独立行政法人評価制度委員会をはじめ とした財務報告利用者にとって、独立行政法人の業績の適正な評価に資する情報は、以下の項目から構成されるものと整理した。
 - ・ 業績の適正な評価の前提情報
 - ・ 業務の成果と使用した資源との対比
 - ・ 予算と決算との対比

業績の適正な評価の前提情報

- BC2.33 多種多様な業務を実施し、また多様な財源構造を有する独立行政法人においては、財務報告利用者の理解可能性の観点から、業績の適正な評価に必要な前提情報として、事業の概要に加え、以下のような情報が独立行政法人に共通して必要なものと整理した。
 - ・ サービス受益者等が理解可能な事業スキーム

・ 単年度の資金フローではなく、財源構造を表す構造的な資金フロー など

業務の成果と使用した資源との対比

- BC2.34 財務情報だけでは成果情報が提供されないという独立行政法人の特性を踏ま えれば、財務情報だけで業績の適正な評価ができるものではないことから、アウ トプット情報とインプット情報とを対比した情報や、アウトカム情報とインプ ット情報とを対比した情報が独立行政法人に共通して必要なものと整理した。
- BC2.35 主務大臣により与えられる目標は、一定の事業等のまとまりごとに策定され、原則、目標を定めた項目を評価単位として評価が行われる一方、一定の事業等のまとまりが、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位となることから、業績情報であるインプット情報や、アウトプット情報、アウトカム情報も、一定の事業等のまとまりごとの区分として、セグメントごとに把握することが独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

ただし、セグメントより詳細な単位のサービスに着目した情報を否定するものではない。

BC2.36 独立行政法人の財務報告におけるアウトカムは、独立行政法人の活動の結果、 国民生活及び社会経済に及ぼした影響や効果と考えられ、独立行政法人が実施 した事務・事業の意義や効果等を把握する意味で有用と考えられる。

一方で、インプットからアウトカムが発現するまでには長時間を要するといったことから、インプットと対比する成果としてのアウトカムは期間的に整合しない場合がある。また、インプットとアウトカムは一対一の対比とはならない場合もある。

よって、アウトカム情報とインプット情報とを対比させる場合には、このような特徴等を含め、独立行政法人の実態を踏まえた検討が必要になることに留意すべきである。

BC2.37 独立行政法人の財務報告におけるアウトプットは、独立行政法人の特性に加 えて、財務報告の基礎にある前提や概念の整理に関する国際的な動向等を踏ま えると、独立行政法人が提供したサービスと整理できる。

アウトプットには、定量的に測定できるサービスもあれば、定性的にしか記述できないサービスもあり、また、定量的に測定できるサービスの中には売上高等の貨幣価値で測定できるサービスと、それ以外の数量でしか測定できないサー

ビスもある。

このため、アウトプットは産出物や成果物も含む概念となる。

BC2.38 独立行政法人の財務報告におけるインプットは、独立行政法人の特性に加えて、財務報告の基礎にある前提や概念の整理に関する国際的な動向等を踏まえると、独立行政法人がアウトプットを提供するために使用した資源と整理できる。

インプットは、発生したコストやアウトプット産出に使用した数量の観点から測定できるものである。

BC2.39 アウトプット情報とインプット情報とを対比する場合には、インプット情報として、独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用した全てのコストを示すフルコスト情報を利用することが、独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

例えば、フルコスト情報を利用することにより、独立行政法人がアウトプット 1単位を産み出すのに使用したコストの適切な把握が可能になる。

なお、独立行政法人のフルコスト情報については、第3章で説明する。

- BC2.40 独立行政法人のフルコスト情報をアウトプット情報に対比するインプット情報として利用することに加えて、国民の負担に着目した場合にコストに含めるべきかどうかという観点から、フルコスト情報に、独立行政法人の実態を踏まえて、例えば自己収入や機会費用等を調整することで算定したコスト情報、すなわち「国民の負担に帰せられるコスト情報」を利用することも有用である。
- BC2.41 株式会社等の営利企業では、同業他社との比較分析を行うことによって業績の評価を行うことが可能であるが、独立行政法人の場合には、独立行政法人が民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある業務や、一の主体に独占して行わせることが必要な業務を担っているという制度前提を踏まえれば、他法人との比較が馴染まないことが多いと考えられるため、過去の業績との対比が有用となる。
- BC2.42 アウトプット情報とインプット情報とを対比した情報や、アウトカム情報と インプット情報とを対比した情報等を提供する場合には、定量的情報を補足す る定性的情報が独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

例えば、事前に使途の特定を受けない運営費交付金の場合、限られた資金について、どの事業に重点的に投入するかは、主務大臣から与えられた目標を踏まえ

つつ、事務・事業の実施機能の最大化を達成できるように法人の長が意思決定するものであるが、何を根拠に、あるいは何を意図してそのような意思決定を行ったかは、独立行政法人の業績の適正な評価にあたって必要な情報と整理できる。また、一定のアウトプットを産み出すために要したインプットの妥当性等について、法人の長がどのように考えているかという説明も、評価にあたって必要な情報と整理できる。

このため、アウトプット情報や、インプット情報が定量的に表すことができる 事業であっても、財務報告利用者の理解可能性の観点から、定量的情報を補足す る定性的情報が独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

BC2.43 業務の成果と使用した資源との対比にあたっては、既存の公表資料との整合性を図るなど、独立行政法人が財務報告を作成する負担の増加を抑えつつ、財務報告利用者の理解可能性を高める情報を提供する必要がある。

予算と決算との対比

BC2.44 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施するという独立行政法人の特性を踏まえ、財務情報の透明性や説明責任の観点から、独立行政法人では予算と決算との対比が独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

予算と決算との差額には、独立行政法人が効率的に業務運営した結果生じた ものや、アウトプット自体の見直し等の要因により生じたものが含まれる。

なお、目標期間における予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画を中期計画等に添付することや、決算報告書の作成が法令上求められている現状を踏まえると、予算と決算との対比にあたっては、中期計画等に添付される予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画と対比できるように決算額を集計することが有用となる。

財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

BC2.45 本章では、法人の長は、財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報に関して、信頼性のある財務報告を行うための内部統制を整備・運用する責任を負っているものと考えた。

財務報告利用者は、独立行政法人の財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用されていることを前提として、初めて信頼のある財務報告として受け入れることができる。

BC2.46 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報として独立行政法人の内部 統制の整備・運用に関する情報を整理したものの、内部統制は法人の業務運営の 全般に影響するため、内部統制の整備・運用に関する情報には、「公共性の高い サービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」や「業績の適正な評価に 資する情報」にも関連する情報が含まれることに留意が必要である。

第3章 財務諸表の構成要素

目 次

	頁
財務諸表の役割及び体系	33
財務諸表の構成要素の関連概念	33
財務諸表の構成要素	34
結論の背景	36~49

財務諸表の役割及び体系

- 3.1 独立行政法人の財政状態は、貸借対照表で表される。
- 3.2 独立行政法人の運営状況は、行政コスト計算書と損益計算書で表される。
 - ・ 行政コスト計算書は、行政コストの状況を表すとともに、フルコスト 情報の提供源となる。
 - ・ 損益計算書は、損益の状況を表すとともに、インセンティブを与える 仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報を提供す る。
- 3.3 独立行政法人の財政状態と運営状況との関係は、純資産変動計算書で表される。
- 3.4 独立行政法人のキャッシュ・フローの状況は、キャッシュ・フロー計算書で表 される。

財務諸表の構成要素の関連概念

サービス提供能力

3.5 独立行政法人のサービス提供能力とは、独立行政法人の目的の達成に寄与するサービスを提供する能力であり、必ずしも正味キャッシュ・インフローを生み出すことなくその目的を達成できるものをいう。

経済的便益

3.6 独立行政法人の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、もしくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。

会計上の財産的基礎

3.7 独立行政法人の会計上の財産的基礎とは、政府等からの出資のほか、出資と同じく業務を確実に実施するために独立行政法人に財源措置されたものであり、 独立行政法人の拠出者の意図や取得資産の内容等が勘案されたものをいう。

財務諸表の構成要素

資産

3.8 独立行政法人の資産とは、過去の事象の結果として独立行政法人が支配している現在の資源であり、独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものをいう。

負債

3.9 独立行政法人の負債とは、過去の事象の結果として独立行政法人に生じている現在の義務であり、その履行により独立行政法人のサービス提供能力の低下 又は経済的便益を減少させるものをいう。

純資産

3.10 独立行政法人の純資産とは、資産から負債を控除した額に相当するものであり、独立行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金から構成されるものをいう。

行政コスト

- 3.11 独立行政法人の行政コストとは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。
- 3.12 独立行政法人の行政コストは以下の性格を有する。
 - ・ 独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコスト
 - ・ 国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標

費用

3.13 独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立 行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独 立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。

収益

3.14 独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立 行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、独

立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。

利益

- 3.15 独立行政法人の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取 崩額を加えたものをいう。
- 3.16 独立行政法人の利益は、財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有する。

結論の背景

はじめに

- BC3.1 第2章において、独立行政法人の財務報告では「財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報」が提供されるとしており、その基本的な情報として「財務諸表」を位置付けた。
- BC3.2 財務諸表では、独立行政法人の取引その他の事象が及ぼす財務上の影響に関する情報が、共通の特徴を有する単位、すなわち財務諸表の構成要素に分類して提供される。
- BC3.3 本章では、財務諸表の役割及び体系、その背後にある会計観を整理することで、財務諸表の構成要素とその関連概念を導出している。

財務諸表の役割及び体系

- BC3.4 独立行政法人制度は、主に「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を念頭に設計されており、第1章では株式会社等の営利企業と比較した独立行政法人の特徴を以下のように整理した。
 - ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する。
 - 財務情報だけでは成果情報が提供されない。

本章では、この特徴を踏まえて財務諸表の役割及びそれを踏まえた体系に関する概念を整理することとした。

独立行政法人の業績の適正な評価

BC3.5 第2章では、財務情報だけでは成果情報が提供されないという独立行政法人の特性を踏まえれば、財務情報だけで業績の適正な評価ができるものではなく、アウトプット情報とインプット情報とを対比する等により業績を評価するとしたところである。また、インプット情報については、独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用した全てのコストを示すフルコスト情報が重要になると整理した。

- BC3.6 フルコスト情報は、独立行政法人において生じたコストについて、アウトプット情報と対比するように集計した全てのコストであり、独立行政法人の財務諸表に表される情報を元に提供されるものである。
- BC3.7 独立行政法人の財務諸表では、業績の適正な評価に資する情報を提供する観点から、フルコスト情報の提供源として「行政コスト計算書」を作成することとした。

インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報

BC3.8 第1章では、独立行政法人の自律的な業務運営を確保するため、経営努力を促進するインセンティブを与える仕組みが存在するとしており、本章では、損益計算を通じて算定された「独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益」にその経営努力が反映されるものと考えた。

このため、本章では、独立行政法人通則法第38条における財務諸表として作成が求められる「損益計算書」を、「独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益」を算定する計算書として位置付けるとともに、「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」を提供する計算書でもあると位置付けることとした。

独立行政法人の損益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額

- BC3.9 行政コスト計算書は、フルコスト情報の提供源であることから、「行政コスト」 は損益計算書における「費用」をはじめ、「独立行政法人の損益計算書の役割に 照らして費用として扱うべきでない資源消費額」を含む概念として整理される。
- BC3.10 「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」においては、固定資産の取得にあたり、政府からの出資や施設費等による財源措置がなされるため、設備資金については交換取引の対価収入により支弁する財源構造を基本的に有していない。

例えば、政府からの出資を財源として取得した固定資産では、使用により、または時の経過に応じて減価が生じるにも関わらず、取得財源である政府からの 出資については、減価に応じた取り崩しがなされないことから、結果として減価 償却相当額と同額の「収益」が生じず、減価償却相当額のみが生じることにな る。

BC3.11 本章では、政府からの出資を財源として取得した固定資産に係る減価償却相

当額のように、「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」を提供するという損益計算書の役割に照らせば、独立行政法人の費用として扱うべきでないと考えられる項目(資源消費額)については、フルコスト情報の提供源としての行政コスト計算書には含まれるものの、損益計算書には含めるべきではないと考えた。

なお、本章では、政府からの出資を財源として取得した固定資産に係る減価償却相当額が、実質的には、政府からの出資の価値減少の程度を表すことに着目すれば、「会計上の財産的基礎が減少する取引」として扱うべきものと考えた。

以上を踏まえ、行政コスト計算書と損益計算書は、それぞれ異なる役割を有することを明確にする観点から、両者を明確に分けて作成する必要があると考えた。

- BC3.12 「独立行政法人の損益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」の具体的な内容や、認識・測定については、政府からの出資を財源として取得した固定資産に係る減価償却相当額を含め、本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めに委ねることとした。
- BC3.13 独立行政法人通則法第 37 条により「原則として企業会計原則」とされる独立 行政法人の会計においては、損益計算書をフルコスト情報の提供源にする方法 も考えられる。

この場合には、フルコスト情報の提供源となる行政コスト計算書と「独立行政 法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益」を算定する損益計算書を1つ に統合することで、損益計算書がフルコスト情報の提供源になるものと考えら れる。

本章では、以下の理由により行政コスト計算書と損益計算書は明確に分けて 作成する必要があると考えた。

- ・ 行政コスト計算書と損益計算書を1つに統合した場合には、それぞれ の計算書が果たすべきとしていた役割が不明確になる。
- ・ 政府からの出資を財源として取得した固定資産に係る減価償却相当額のように、「独立行政法人の損益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」が生じることもあるが、これらの項目を含めて損益計算書で利益を算定した場合には、損益計算書における利益の性格付けが困難になる。

このため、損益計算書は「独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象とな

る利益」を算定する計算書として位置付けるものの、「独立行政法人の損益計算 書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」も含めた利益を算 定する計算書としては位置付けないこととした。

財政状態と運営状況との関係

BC3.14 第2章において、独立行政法人の財務報告では「財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報」が提供されるとした。

本章では、財政状態は貸借対照表で表されるものであり、運営状況は行政コスト計算書と損益計算書との両者により表されるものと考えているが、それぞれ異なる役割を有する計算書であることから、ある一定期間における貸借対照表の変動部分には、政府からの出資の変動部分といった行政コスト計算書と損益計算書との両者に反映されない項目が存在することとなる。

このため、そのような変動部分を含めて財政状態と運営状況の関係を表す必要があるが、ある一定期間における貸借対照表の変動部分が基本的に「純資産」の変動部分に相当することに着目すれば、「純資産変動計算書」を作成することでその関係を表すことができるものと考えた。

BC3.15 純資産には、「その他有価証券評価差額金」といった評価・換算差額等が含まれる場合も想定されるが、評価・換算差額等は独立行政法人に例外的に生じるものであるから、その取扱いは本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めに委ねることとした。

財務諸表の体系の背後にある会計観

BC3.16 本章の財務諸表の体系では、独立行政法人における受託財産の管理責任等の 観点から、財務業績を資産及び負債の正味増減の結果として測定する資産負債 アプローチの考え方を採りうる。

この考え方は、資産及び負債の正味増減の全てを勘案して財務業績を測定するのであるから、行政コスト計算書をフルコスト情報の提供源とする本章の財務諸表の体系と整合する。

BC3.17 本章の財務諸表の体系では、「独立行政法人通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益」を算定する観点から、財務業績を費用と収益との差額として測定する収益費用アプローチの考え方も採りうる。

この考え方は、「独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益」

を算定するために、行政コストに含まれる費用を抽出して損益計算書に表すことになる本章の財務諸表の体系と整合する。

財務諸表の構成要素

- BC3.18 本章では、独立行政法人の財務諸表の役割及び体系、その背後にある会計観を 踏まえ、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書及び純資産変動計算書に着 目して、以下の通り財務諸表の構成要素を整理することとした。
 - 資産
 - 負債
 - 純資産
 - ・ 行政コスト
 - 費用
 - 収益
 - 利益

独立行政法人通則法における財務諸表

独立行政法人通則法第38条との関係

BC3.19 本章では、財務諸表の役割及び体系、その背後にある会計観を踏まえて財務諸表を整理したが、これと独立行政法人通則法第38条における財務諸表との関係も整理しておく必要があると考えた。

このため、利益の処分又は損失の処理に関する書類、附属明細書及びキャッシュ・フロー計算書の取扱いについても整理する必要がある。

利益の処分又は損失の処理に関する書類及び附属明細書の取扱い

BC3.20 独立行政法人通則法第 38 条では、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び附属明細書を「財務諸表」として扱う。

このうち、利益の処分又は損失の処理に関する書類は、損益計算書で算定された「独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益」の処分に関する書類であるため、その意味で財務諸表の構成要素と関係するものである。

また、附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書等の明細であるため、その意味で財務諸表の構成要素と関係するものである。

純資産変動計算書、行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書の取扱い

BC3.21 本章では、純資産変動計算書、行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、いずれも独立行政法人通則法第38条における「その他主務省令で定める書類」として定めることで「財務諸表」に含まれるものと考えた。

なお、独立行政法人のキャッシュ・フローの状況はキャッシュ・フロー計算書で表されるものであるが、その取扱いは本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めに委ねることとした。

資産と負債に共通する概念

過去の事象

BC3.22 独立行政法人における現在の資源や義務がいつの時点の取引その他の事象の 結果として生じているかを明確にするため、過去の事象の結果によることを示 すこととした。

サービス提供能力、経済的便益

BC3.23 サービス提供能力に経済的便益を含めて整理することや、逆に経済的便益に サービス提供能力を含めて整理することも考えられるが、本章では、独立行政法 人が公共上の見地から確実に実施することが必要なサービスの提供を行うとい う特性を踏まえて、サービス提供能力を経済的便益とは区別することとした。

なお、本章では、サービス提供能力に関して「固定資産のサービス提供能力」を考えた場合には、固定資産についてどの程度の使用が想定されているか、すなわち、固定資産をどの程度使用する予定であるかという観点から見た場合の固定資産の能力を示すことになると考えた。

資産

支配

BC3.24 本章では、独立行政法人が支配している現在の資源は、独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものと考えた。

第1章では、以下のように独立行政法人の特徴を示しており、これを踏まえて「支配」の概念を整理する必要がある。

- ・ 事務・事業の実施には国による一定の関与を受ける。
- ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する。

本章では、「支配の存在を示す指標」や「支配がいつの時点で発生するかに関する事象」について言及しないものの、支配の概念を踏まえた資産の認識・測定については、本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めに委ねることとした。

能力を伴うもの

- BC3.25 資産の定義には、以下の理由から「期待されるもの」という表現を含めないこととした。
 - ・ 独立行政法人が支配している現在の資源は、独立行政法人のサービス 提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものである。
 - ・ 独立行政法人が支配している現在の資源は、将来において生み出す可能性のある経済的便益の最終的な流入ではないことを明確にしておく必要がある。

これを踏まえて、資産の定義に「能力を伴うもの」という表現を含めることとしたが、その場合には「能力を伴うもの」に相当する全ての資産を計上する余地があるものの、本章では、「能力を伴うもの」に相当する資産については、本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めに従い認識・測定されるものと整理した。

独立行政法人の特性から生じる固有の取引

- BC3.26 資産概念の理解に資するために、独立行政法人の特性から生じる固有の取引について、その考え方を例示することとした。
 - ・ 独立行政法人の退職給付債務について、財源措置が運営費交付金等により行われることが中期計画等により明らかにされている場合であり、独立行政法人の負債として計上された退職給付債務に対応して財源措置されるものは、独立行政法人が支配している現在の資源であり、独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものとなる。

負債

義務

BC3.27 独立行政法人の特性を踏まえると、負債は法的な債務に限定されないことから、「義務」に着目して定義付けることとした。

また、第1章では、以下のように独立行政法人の特徴を示しており、これを踏まえて「義務」の概念を整理する必要がある。

- 事務・事業の実施には国による一定の関与を受ける。
- ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する。

本章では「義務の存在を示す指標」や「義務が存在することを示唆する事象」 について言及しないものの、義務の概念を踏まえた負債の認識・測定について は、本指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めに委ね ることとした。

独立行政法人の特性から生じる固有の取引

- BC3.28 負債概念の理解に資するために、独立行政法人の特性から生じる固有の取引 について、その考え方を例示することとした。
 - ・ 独立行政法人の運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることから、独立行政法人には運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務が課されることになる。

したがって、運営費交付金の受領により、独立行政法人は運営費交付金を用いてサービス受益者に対してサービスを提供する義務を負うことになり、そのような義務が未履行である場合には、独立行政法人に現在の義務が生じており、その履行により独立行政法人のサービス提供能力の低下又は経済的便益が減少することとなる。

本章では、繰延インフロー概念や、負債及び純資産に分類できない新たな概念 を持ち出すことなく負債概念を整理することとした。

純資産

資産から負債を控除した額に相当するもの

BC3.29 本章では、純資産の内容を特定して定義するのではなく、貸借対照表の資産から負債を控除した額に相当するものとして定義し、その構成内容も示すこととした。

独立行政法人の資本概念

- BC3.30 第1章では、以下のように独立行政法人の特徴を示したことから、これを踏ま えて独立行政法人の資本概念を整理する必要がある。
 - ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する。
 - ・ 出資者に対する剰余金の分配を予定していない。

このため、独立行政法人の資本概念については、その特徴から生じる固有の取引を踏まえて「会計上の財産的基礎」及び「業務に関連し発生した剰余金」を理解すべきこととして整理した。

会計上の財産的基礎

BC3.31 本章では、独立行政法人の会計上の財産的基礎を、財源措置の形式やサービス 提供の履行義務に着目して定義するのではなく、拠出者の意図や取得資産の内 容等に着目して定義することとした。

よって、会計上の財産的基礎とは、政府等からの出資のほか、出資と同じく業務を確実に実施するために独立行政法人に財源措置されたものであり、独立行政法人の拠出者の意図や取得資産の内容等が勘案されたものをいうこととした。

業務に関連し発生した剰余金

BC3.32 本章では、独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金は、「独立行政法人通 則法第44条の利益処分の対象となる利益」に関連し発生した剰余金であり、会 計上の財産的基礎とは区別されるべきものであると考えた。

行政コスト

拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引

BC3.33 行政コストには、「独立行政法人の損益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」も含まれることから、「サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすもの」から、不要財産に係る政府出資の国庫納付や民間等出資の払戻しといった「拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引」を除くことにより、行政コストには「拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引」以外の会計上の財産的基礎が減少する取引が含まれることを示すこととした。

これにより、行政コストには、政府からの出資を財源として取得した固定資産 に係る減価償却相当額のように、「独立行政法人の損益計算書の役割に照らして 費用として扱うべきでない資源消費額」であって、独立行政法人の実質的な会計 上の財産的基礎の価値減少の程度を表す取引が含まれていることが明示できる ものと考えた。

行政コストの性格付け

BC3.34 行政コスト計算書はフルコスト情報の提供源になることから、そこで表される行政コストは、独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストとしての性格を有することになる。

また、行政コストはフルコストとしての性格を有することから、独立行政法人の実態を踏まえて、例えば自己収入や機会費用等を別途、調整することで、独立行政法人の業務運営に関して「国民の負担に帰せられるコスト」が算定されることになる。このため、行政コストは「国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標」としての性格も有することになる。

なお、「国民の負担に帰せられるコスト」の利用については、第2章で説明している。

BC3.35 本章では、行政コストの性格からして、中期目標等期間終了時における積立金の国庫納付のような「独立行政法人外部への資金流出を伴う積立金の減少取引」については、行政コストには含まれないものと考えた。

費用及び収益

BC3.36 行政コストや、費用、収益については、いずれも「サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連」することに着目して定義しているが、行政コストには損益計算書における費用をはじめ、「独立行政法人の損

益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」が含まれることを踏まえれば、費用は、行政コストから「独立行政法人の損益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」を除くものとして定義付ける方法も考えられる。

ただし、行政コスト計算書と損益計算書は、それぞれ異なる役割を有することを明確にする観点から、両者を明確に分けて作成する必要があり、行政コストと費用の定義付けにあたってもその関係を示しておく必要があるため、いずれか一方が他方に従属するかのような定義付けは望ましくないものと考えた。

利益

費用に対応する積立金の取崩額を加えたもの

BC3.37 利益は、「独立行政法人通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益」であるため、費用と収益との差額として算定されるが、利益は「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」ともなるため、第1章で説明した目的積立金を踏まえて定義付けることとした。

具体的には、目的積立金の目的使用に対応して生じた費用は損益計算書に反映されることになるが、この費用と同額の目的積立金取崩額を利益に反映しない場合には、目的使用に対応して生じた費用のみが損益計算に反映されることによって、利益が「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」を提供することの妨げとなってしまうことから、本章では、利益の定義に「費用に対応する積立金の取崩額を加えたもの」を含めることで、その妨げとなる要因を除く必要があると考えた。

BC3.38 目的積立金の目的使用に対応して生じた費用と同額の目的積立金取崩額を収益に反映することにより、「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」の提供を妨げないようにする方法も考えられるが、目的積立金が独立行政法人通則法第44条の利益処分の仕組みに基づき処分される積立金であることに着目すれば、目的積立金取崩額を収益に反映する方法は採用し得ないものと整理した。

利益の性格付け

BC3.39 本章では、利益が、「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の 経営努力を反映する利益情報」として位置付けられることに着目して、「財務面 の経営努力の算定基礎を示す指標」としての性格を有するものと考えた。

財源構造の違いを踏まえた成果情報の考え方及び利益の性格

BC3.40 本章では、「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を基礎として財務諸表の役割及び体系に関する概念、その背後にある会計観等を整理した。

他方で、財源構造の違いに着目して「業務運営の財源の大部分を交換取引の対 価収入が占める独立行政法人」の存在も踏まえた検討が必要である。

第1章では、株式会社等の営利企業と比較した独立行政法人の特徴を「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を前提に整理したが、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」においては、財源措置や成果情報の考え方について、以下のように異なる特徴が存在する。

- ・ 設備資金や退職手当資金等について、交換取引の対価収入から支弁する財源構造を有する
- ・ 独立行政法人通則法では、設備資金のような資金需要については一般 的には国が予算上で手当すべき性格の資金であることから、長期借入金 及び債券発行は原則禁止されているが、個別法に定めることによって、 長期借入金又は債券発行をすることで資金需要を満たすことができる。
- ・ 設備資金や退職手当資金等の支弁対象を上回る対価収入を得た場合には、その結果が損益計算を通じて「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」に反映される。

なお、本章では、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」について、財源構造の違いを踏まえた概念の修正を一部行うものの、独立行政法人の特性のほとんどは変わりないことから、「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を基礎とした財務諸表の役割及び体系、その背後にある会計観を踏まえた財務諸表の構成要素の整理を妨げるものではないと考えている。

成果情報の考え方の修正

BC3.41 第1章では、財務情報だけでは成果情報が提供されないという独立行政法人の特徴を示す中で、「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」の特徴を踏まえ、損益の対応関係が基本的にはサービスを提供す

るための費用とそれを賄う財源としての収益という関係になり、営利企業のような「収益を獲得するために費消した費用」という関係とは異なることを示した。

他方で、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」では、設備資金や退職手当資金等の支弁対象を上回る対価収入を獲得することに着目すると、損益の対応関係が「収益を獲得するために費消した費用」という関係になることがある。

なお、この場合でも、成果情報の考え方として、利益獲得等を目的とする株式 会社等の営利企業とは異なり、サービスの提供の確実な実施がなされたか、また はサービスの提供がどの程度なされたかという点に着目して評価されるという 独立行政法人の特徴に変わりはない。

成果情報の考え方の修正を踏まえた行政コストと費用との関係

BC3.42 「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」では、政府からの出資を財源として取得した固定資産に係る減価償却相当額のように、「独立行政法人の損益計算書の役割に照らして費用として扱うべきでない資源消費額」が生じることがある。

その一方で、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」では、設備資金や退職手当資金等について、交換取引の対価収入から支弁する財源構造を有することや、個別法に定めることによって長期借入金又は債券発行をすることで資金需要を満たすことができるため、法人設立時の政府等出資を除いて基本的には政府等からの出資を財源として固定資産を取得することが想定されない。

このため、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政 法人」においては、交換取引の対価収入を財源として取得した固定資産に係る減 価償却費が「収益を獲得するために費消した費用」として損益計算書に含められ ることにより、行政コスト計算書における行政コストと損益計算書における費 用がほとんど同じ情報を表すことがある。

利益の性格付け

BC3.43 「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」では、利益が効率的な業務運営による費用節減という経営努力の結果や、中期目標等期間終了時の運営費交付金の使い残しという経営努力によらない結果等により生じる。

その一方で、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行 政法人」では、利益の獲得を主目的とした業務運営を行わないものの、事務・事 業の実施機能の最大化を目的として事業を行うことが求められるため、市場環境等に対応したことによる自己収入の増大という経営努力の結果によっても利益が生じることがある。

本章では、独立行政法人は法人ごとに多種多様な業務を実施しており、法人ご との特徴、財源構造や置かれている環境等の違いが利益の性格に影響すると考 えたことから、一律の性格付けは困難ではあるものの、独立行政法人の財源構造 の違いに関わらず、共通する要素によって性格付けすべきものと考えた。

このため、独立行政法人の自律的な業務運営を確保するため、経営努力を促進するインセンティブを機能させる観点から、損益計算書で「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」が提供されることに着目することで、利益は「財務面の経営努力の算定基礎を示す指標」としての性格を有するものと整理した。

付録

財務諸表の構成要素と主な概念の関係(イメージ図)

